

研究通信

No.121
1980年9月刊
村落社会研究会
事務局
慶應義塾大学
高山研究室

村落社会研究会

第二回大会号

日 時 一九八〇年一〇月三日（金曜）—四日（土曜）
場 所 奈良県桜井市多武峰

共通課題 「農村自治—構造と論理」
「多武峰観光ホテル」

大会プログラム

第一回目（一〇月三日）

自由報告（報告時間三〇分・質疑一〇分）

午前九時：開会

(1) 古川 彰 「過疎山村の変容と住民の対応—中国山地における山村の事例—」

(2) 谷口浩司 「鳥取県における酪農経営の展開と危機のなかで

(3) 梶澤行雄 「生産組織の存立条件—新潟県川西町の稻作生産組織—」
の諸組織の対応」

課題報告（報告時間五〇分・質疑一〇分）
司会 細野昂・余田博道・（高山隆三）

(1) 關順也 「近世村落の推移」
昼食（一二時—一時三〇分）

(2) 長谷川昭彦 「相互扶助慣行と農村自治
—徳島県名西郡神山町の場合—」

(3) 春日文雄 「農業危機進展と『むら』構造」
佐藤 正 「農村自治—構造と論理・
—岩手県紫波町志利地区の現状分析から—」

総会（四時三〇分—五時三〇分）
懇親会（六時三〇分）

第二回目（一〇月四日）

午前九時 研究会報告・司会者討論点整理・討論

昼食（一二時—一時）

討論（一時—三時）

以上

大会会場案内

一、会場・宿舎

奈良県桜井市多武峰
ちのくね
多武峰観光ホテル

電話 ○七四四四一九一〇一一（代）

一、宿舎までの交通

近鉄大阪線桜井駅
タクシー 約十五分

京都大学大学院 古川彰

（交通関係については、さきにお送りしました「会場ご案内」
をごらん下さい）

一、宿泊費等

- (1) 宿泊・朝食代 四、五〇〇円
- (2) 夕食代 三、五〇〇円
- (3) 懇親会費 三、五〇〇円
- (4) 参加費 一、〇〇〇円

一、参加予定の変更

宿泊・食事等の参加予定の変更受付は、八月三十一日で切
りました。なお、やむをえない変更の場合には、できるだけ
早く左記へご連絡下さい。

〒630 奈良市北魚座西町

奈良女子大学文学部社会学研究室
電話 ○七四二一三一三一（代）

後藤和夫 光吉利之

▲報告要旨▼

過疎山村の変容と住民の対応 —中国山地における山村の事例—

「過疎法」が公布・施行されて以来、様々な対策が講じられてきたにもかかわらず、国土面積の四割を占める過疎地、ことに過疎山村のかかる問題は解決にはほど遠い。とは言え、この二〇年間、過疎地の住民は、自分の置かれた状況に応じて何らかの工夫をし、問題に対応してきたのである。そして、この住民の工夫が、新たな活力を過疎地にもたらしている事例もある。本報告では、過疎山村の変容を、固有条件の変化とそれに対する住民の対応という視点から捉えることによって、過疎地の住民の再生への動きを明らかにすることを課題としている。

調査対象地は、過疎化が早くから起り、極めて激しかった中国山地の山村、広島県山県郡芸北町八幡である。八幡は林野率九一・六%の典型的山村であるが、一九五五年以後、主要な副業であつた林业（ことに炭焼）が崩壊し、更に減反政策がそれに追いつきかけて、激しい人口減少が起つた。その結果一九七五年までに人口は三分の一の五〇四人に、世帯数は二分の一の一七九世帯にまで減少した。こうした地域の伝統的生産の崩壊と人口流出（若者の流出）は住民が「八幡」で生きることの意味と意欲を奪い、それが更に人口

流出に拍車をかける悪循環を起して、全体として、八幡の活力を低下させるような方向へ動いていたのであった。

しかし、こうした状況があつたにもかかわらず、ここ数年来、圃場整備をきっかけとして八幡は活力を取り戻しつつある。この動きは「自分は今後も八幡にいる」という気持が基本的動機となつて、「その為には後継者が必要」であり、それには生計をたてていく為の「生産基盤が必要」となる。「現在、大半の農家が頼つてている土木工事の日雇はいつか終つてしまふ」ものである。「若者が戻つてくるには、やはりむらの伝統的産業である農業の生産基盤を確かなものにする以外にはないのではないか」という認識から出てきたものである。このような認識が農業構造改善事業——とくに大事業である圃場整備事業を要請し、受け入れていく動きとなつていった。そして、圃場整備事業をきっかけとして、更に次の課題である冬の生計の道——スキーフ建設へと動いていく。

それではいつた、先に見たような状況下で、圃場整備を受け入れ、それを八幡全体の動きとしてまとめていくようなエネルギーはどうにして維持され、蓄積されてきたのか。

八幡の社会関係を検討した結果、八幡では、一方で道普請、ゆい、手間替えなど従来の伝統的諸関係を衰退させてきたが、近隣と親類の密なネットワークと世代ごとの大変強力な「つきあい」関係を維持してきた。そして、それら諸関係は次のような集団のあり方によつて歴史・社会的に八幡内に限定され維持されてきた。

すなわち、八幡の伝統的集団である氏子・檀家集団講などを衰落させていく一方で、従来の部落（区）を中心とした自治的組織を数多くの行事や共有林などへの出役を通じて維持してきた。また部落だけでは覆いきれない部分は、旧村有林を法人化して作った八幡振興会や学校などを中心とした八幡全域にわたる集団を形成し、多くの行事を全域で行ない、そこに参加することで八幡の一員であるという意識を高めて、それをカバーしてきたのである。

個々人は、それぞれの関心にしたがつて日常生活を送ることが当然のこととされるようになつたが、以上のようないくつかの八幡の社会関係・社会集団、すなわち社会構造のあり方が八幡のまとまりを維持させてきたのである。

この社会構造のあり方と、個々人の関心と、行政の対応とがうまくかみあつて初めて圃場整備事業が成功し、八幡を活性化させることができたのである。

八幡のこうした社会構造のあり方は、住民自治の単位が、従来の部落を基礎としながらも住民のニーズに応じて広域化していくがざるを得ないことを示している。しかし、広域化する場合も、彼等は彼等自身の基本原理——八幡の場合、「類類のネットワークと世代ごとの「つきあい」関係——を維持することによって、自律的に集団を再編してきていることに注目せねばならない。

鳥取県における酪農経営の展開と

危機のなかでの諸組織の対応

高野山大学 谷 口 浩 司

鳥取県の酪農の本格的展開は戦後に入つてからである。明治乳業が大山町に工場を開設したのは戦前であり、乳牛の導入により酪農家が一定育つていている。しかし、もともと鳥取県は和牛（因伯牛）の生産地として知られ、農家には白いまだらの入つた牛に対する抵抗がかなり強かつたといふ。ところが、戦後二十年代の後半から一転して牛飼い農業は和牛から乳牛へと変化していく。

県下の酪農生産にはいくつかの特徴がみられる。現段階における地域的特徴は、同時に歴史的展開過程をも物語つてゐる。鳥取県は大きくは鳥取市を中心とした東部、倉吉、米子市を中心とした西部に区分され、東部及び西部は中国山地に入りこんで東南部、西南部の山間地域としてさらに区分される。中国地方で最も高い大山（一七一米）は、伯耆富士の名のとおり、県西部から中部に位置しているが、その山麓が主要な酪農専業地帯になつてゐる。（しかし、地域的にみて、進歩状況に変化がみうけられる（表1）。）西伯郡大山町に明治乳業が工場を開設したのは戦前であり、東伯郡東伯町には戦後まもなく明治乳業に対抗して、伯耆酪農業協同組合（後の大山乳業農業協同組合）が設立される。戦後日本の基本法農政がもたらした農村と農業の危機は、選択的拡大の

（表1） 地域別飼養状況

ア 飼養戸数

（単位：戸、%）

年 地域	35	40	45	46	47	48	49	50	51	進ちょく率		県計に占める割合 (51年)
										51/ 35	51/ 45	
鳥取	990	724	390	350	260	200	180	150	142	14.3	36.4	7.8
八頭	205	205	140	140	100	90	80	80	70	34.1	50.0	3.8
倉吉	1,805	1,984	1,630	1,560	1,300	1,050	1,020	810	800	44.3	49.0	44.0
米子	1,989	1,772	1,370	1,260	1,090	890	730	700	720	36.2	52.6	39.6
日野	108	254	180	180	140	110	100	80	88	81.5	34.6	4.8
計	5,097	4,939	3,710	3,490	2,890	2,340	2,110	1,820	1,820	35.7	49.1	100.0

“オトシ子”とも呼ばれる酪農に最も早く顕在化しているし、大資本との対抗関係もまた明示的である。鳥取県の酪農はこれらの点を典型的といえる程に物語つてゐる。

酪農（大山乳業）との対抗関係は戦後まもなくから現れてゐるが、「高度成長」政策のなかでの農政が大資本への奉仕であるなら、その大資本と直接的に闘いながらおそうした農政を挺子にして經營

1 飼養頭数

(単位:頭、%)

年 地城	35	40	45	46	47	48	49	50	51	進ちょく率	県計に占める割合 (51年)	
										51/ 35	51/ 45	
鳥取	1,403	1,466	1,550	1,630	1,510	1,510	1,510	1,510	1,530	109.1	98.7	12.9
八頭	286	578	850	900	920	880	880	900	820	286.7	96.5	6.9
倉吉	2,917	5,298	6,580	6,770	5,800	5,380	5,300	4,790	4,900	168.0	74.5	41.2
米子	2,941	4,327	5,400	5,260	4,600	3,920	3,910	3,860	4,210	143.1	78.0	35.3
日野	307	655	840	840	770	510	500	440	440	143.3	52.4	3.7
計	7,854	12,324	15,220	15,400	13,600	12,200	12,100	11,500	11,900	151.5	78.2	100.0

を守つてきた農協組織とそれに結集する酪農民の「したたかさ」もうかがい知ることはできる。

昭和三十年大山山麓が集約酪農地域に指定され、一地域一工場の指定は明治になされ、伯耆酪農は調整工場となる。三十年代の酪農の成長期に明治と伯耆酪農は対抗関係を強めながら、いわゆる「過剰生産」のなかで公布された四十年の「加工原料乳生産補給金暫定措置法」とそれにともなう「指定生乳取引団体」の決定をめぐって、県下の酪農史の流れを

変える闘いを演ずる。

当時明治乳業への出荷農家の組織である大山酪連と伯耆酪農は共に単独組織で県下の過半数の生産量をカバーしてはいらず、他の生産農家をいかにして引き入れるかでしのぎをけずるが、伯耆酪農が県東部の二つの酪農組合を吸収合併し、指定団体となる。名称は明治乳業への出荷組織である大山酪連が県酪連となり、伯耆酪農は大山乳業に変り、全国でもきわめて特異な組織形態となることになる。

その後五十年には明治乳業は鳥取工場を閉鎖し、岡山工場管轄下の集乳所に切り換えるが、他方で市乳処理工場として山陰明治を出荷酪農団体の資本出資で米子市に新設する。

「過剰生産」のなかで取引条件の変更をめぐつて明治乳業への出荷農家の大山乳業への加入問題が生じるが、本報告は、こうした歴史的展開過程と地域的特徴について、大山乳業に組織されている東伯町の一集落と明治乳業に出荷している大山町香取開拓部落の調査をもとに行なうものである。

さらに酪農の危機の進行が他方での東伯町農協の急激な成長と重なつている点についても言及する予定である。周知のように東伯町農協は「生産から加工・流通」至るまでの事業体制をもつて、地域農業の先取りとまで注目されている全国有数の総合農協である。専門農協としての大山乳業ならびに開拓団としての機能をも兼ねそえる必要のある香取開拓農協を、東伯町農協のような巨大農協と比較しながら、農民にとっての農協とは何かの問いのなかから、「農村自治」についていきさかなりとも言及できればと考えている。

生産組織の存立条件

—新潟県川西町の稻作生産組織—

慶應義塾大学・大学院 柄沢行雄

農業の生産力担当主体（担い手）の「既見ない」展開に関連して、今日各地に展開している様々な農業生産組織をどのように評価し、位置づけるか、換言すれば、生産組織が生産力担当主体の形成にいかなる機能を有しているのか。あるいはそれが農民層分解に対してもどうに作用しているのか、といった問題は、現段階の日本農業をめぐる様々な議論の中でひとつ的主要な論点となっている。

そして、この問題についての従来の議論は次のような二つの見方に整理することができよう。そのひとつは、生産組織が農民層分解を促進させるという見方である。つまり、生産組織が展開する過程において、その内部に少数のオペレーター農家を中心とする専業農家群と、かれらに作業や經營を委託する多数の兼業農家群とが生み出され、最終的な方向としては、前者が借地等を通じて大規模經營化してゆく一方で後者は土地持ち労働者としての性格を一層強めながら農業から次第に離脱してゆくことが想定される。その意味で生産組織は、農民層分離の培養基であるとか新しい經營体が生まれる場合のひとつの迂回形態といった位置づけがなされる。これに対してもうひとつは、逆に生産組織が農民層分解を阻止する機能を有するという見方である。そこでは、組織構成農家が圧倒的に兼業傾斜

しつつも、相互にオペレーター労働や補助労働を提供しあうことによって、個別經營では享受できない組織がもたらすメリットで個別經營を補完しながら、個別農業經營と兼業とを両立させてゆく形で生産組織の展開がみられる、とする。

以上のような二つの対立的な見方は、現実に多様な展開をみせている生産組織の個別の二側面を捉えたものであり、したがっていざれの見方も一義的に否定することはできないものと考えられる。たとえば、相対的に大規模經營が卓越し、農家間に一定の生産力格差が存在するような地域では、一般的には前者のような見方がより妥当性をもつと考えられる現実展開がみられるようであるし、逆にそうでない兼業化が極度に進行している地域では後者の見方が現実をよりうまく云いあてているとも考えられる。要するに、生産組織が特定の担い手形成や農民層分解に対して促進的に機能するかそうでないか、いいかえれば、組織化を契機として担い手が請負耕作に代替されるような諸地型大規模經營に収斂してゆくのか、それとも生産組織そのものが担い手としての固有の展開を示してゆくかは、その為の素材を、新潟県中魚沼郡川西町における生産組織の展開状況の紹介を通して報告・検討する。

したがつて問題は、その差異をもたらす主要な条件とは一体如何なるものか、一般的なものとして導き出すことであろう。ここでは、その為の素材を、新潟県中魚沼郡川西町における生産組織の展開状況の紹介を通して報告・検討する。

川西町では、約十年前から県営の基盤整備事業にひき続き、二

次構・新農構の導入を梃子として全町的な範域で稻作を中心とした生産の組織化が行政・農協の強力なりーダーシップの下に推進されている。報告では、これまでに成立した二十以上の生産組織のうちのひとつを中心的にとりあげる。組織の展開方向からいえば、それは他の組織と同様に農民層分解に対しても今のところ阻止的に働き、新しい参加農家を漸増させながら組織体制を一層強化させるような動きを開拓させている。このような生産組織の展開を支える条件を明らかにしてゆくことが、本報告の中心課題となるが、具体的には、当地域の農業生産力条件のあり方、農外労働力市場の展開状況、関係農家の営農志向と意識、組織への参与の仕方、リーダーシップのあり方、オペレーター農家の考え方、行政や農協等指導機関の役割、組織と部落との関係、後継者の問題、その他の諸点について検討してゆく。

ところで、以上のこととは論脈は多少離れるが、少数の上層農家による請負耕作という方向で担い手の形成が行なわれるにせよ、田畠組織による集団的な担い手が形成されるにせよ、それに伴つて変質ないし新たに創出されてくる農家間の関係・結合の様式と内容がどうであり、そしてそれが従来の村落社会をどう突き動かし、かつ農民的な利益の獲得・擁護という観点からの地域農業の再編にどういかなる意義と限界を有するのかといった問題は当然問われなければならない問題であると考えられる。川西町の場合もそうであるが、多くの生産組織が補助金つきの政策絡みで生み出されていることからも解るように、そこには常に権力による上からの農業・農

村・農民の再編成と支配・掌握の契機が強く内包されている。したがつて、これに対する農民による下から対抗勢力、再編成主体の形成が強く要請されるわけである。その意味で、田畠組織をめぐつて新しく形成される農家間の関係と農民の行動や意識の中に、そうした契機が見出されるかどうか、またそれらを規定している条件が何であるか、を見極めてゆくことは生産組織の分析には欠くことのできない視点であると考えられる。本報告は、私の川西町調査の中間報告ということからこの問題についての十分な論点の展開はできないが、現実の農民の動きの中から、前述のような報告内容に関連する限りにおいて多少なりとも触れてゆきたい。

近世村落の推移

創価大学 関順也

一、はじめに

この村落社会研究会では早くから「農村自治」に関する共通論題をとりあげ、種々の角度から研究討論を進めてきたのであるが、「農村」あるいは「村落」という場合の概念内容が論者によつて必ずしも同じではなく、関東と関西の「村落」の相異も明らかではない。そこでまず耕種体制下に「村」と呼ばれてきた関西の近世村落についてその特色をあげ、それが明治以降の市町村制度のもとにどのように引きつがれてきたかを明らかにし、さらにそれに比較するならば関東や東北の村落はどこが異なるのかを追求していくことに

したい。

二、近世村落の成立

(1) 近世初期の村落

幕藩体制下の一齊検地によつて「作人」と定められた本百姓のなかには、下人や門家、家抱などと呼ばれる隸属民を抱えた中世以来の士豪百姓があり、それらには苗字帶刀を許された郷士農も少なくなかった。そしてその有力本百姓が地役代官や村方三役などを独占して種々の村内特権を維持してきた場合が多い。したがつて検地帳に登録された百姓名が、そのままに村落共同体の構成員たる封建的自首農本百姓とはがきりないといふのが近世初期の特色であるともいえよう。

(2) 近世中期の村落

ここに中期といふのは元祿・享保の時代を中心とするものであり、初期に決定された村高は変更しないが、小規模な新田開発の結果がつきつきと追加されている。これを百姓の持高別階層に区分すると、

初期のようなどび離れて大きい士豪百姓がなくなり、比較的に平均化された、いわゆる「本百姓の一般的形成」が後進地域にも波及し

て近世村落が全国的に確立されたといえよう。そしてその社会経済的な基礎としては、米作農業のはかに農民的な小商品生産がはじまり、各地に農産加工の名物が生れていることである。また村落内の長百姓と小百姓の対立した村方騒動（丹波地方）や知行地における百姓の逃散や直訴（長州藩）が多くなり、それを契機として大名領主は直轄支配を強めている。

(4) 近世後期の村落

この時代の農村では、固定化された村高年貢と上昇した農業生産との間に相当な「作徳」が可能となり、中期にはじまつた農民的小商品生産が一層に発達して新しい商品貨幣経済が農村内部に浸透していく。そして一部の有力本百姓のなかには雇用労働による富農経営を生じて反面には、初期以来の有力な高百姓が「無高」、「水呑」となつてゐる場合も少なくない。このような村方百姓の間に質地小作が流行し、高利貸的な地主小作の関係がしたいに一般化していくことになる。

このような新しい経済的な諸関係のもとに村落内部の階層秩序が変化すると、初期以来の家柄や血統がことさらに強調され、血縁關係によるグループ（カブウチ）などもつくられる。また有名な神社を勧請してきた官座や宗門による檀家制度がそれに利用されていることも多い。

三、明治以降の村落

(1) 町村制施行前

明治二十一年四月、市制ならびに町村制の実施とともに、近世以来の村落はそのなかに編入され、「大字」または「部落」などと呼ばれるようになる。この町村制施行の以前に大きい影響を残したと思われる行政改革には、大小区の設置と地租改正の事業がある。大小区の設置に際しては、これまでの「村」を小区として戸長をとき、いくつかの小区を合せて大区としてそれに区長を定めた。この大区が後の町村制の原型となり、明治二十三年四月の府県制、郡制

の公布とも相まって、地方行政の末端組織となつてゐる。

地租改正が田畠宅地や山林原野等の官民有を区分して民有地の地価を決定せんとしたものであることはいうまでもないが、村落共同体の基盤となつていた「村中入会」の土地についてはその区分が難しくて、広大な「部落有村野」を残している地域も少なくない。

(2) 町村制下の村落

「大字」ないしは「部落」と称されるようになった近世村落は、その農業用水、又林野利用、村落生活などの分野については古くから共同体的な慣習を根強く残つゝ、行政村としての村役場、小学校、産業組合などは各部落の枠をこえた存在となる。近世村落としての共同体的な慣習が根強く残つてゐる関西の新しい町村制度のなかでは、近世村落たる「部落」間の対立がはげしく、閉鎖的な部落根性も強いが、時代が進むにしたがつてしだいに町村単位の郷党意識へと移つていく。

(3) 町村合併と都市化

昭和三〇年代に急増した戰後の市町村合併は、それまでの市町村制に代る広域の行政単位を作りあげ、もとの町村は「自治区」と呼ばれて若干の機能を止めているに過ぎない。これに比較すると、「大字」ないしは「部落」という近世以来の村落の方が根強く生きのこり、共同体的な生活慣習を中心として、新しい市町村行政の末端組織に利用されている部面も少なくない。ただしそれは将来の農村秩序がなお維持されているような地域の場合であつて、新しく造成された団地や都市化された村落などとは異なつてゐる。

(補論)

以上は主に関西の近世村落をとりあげて、その推移を概述したのであるが、それに比較すると関東や東北の村落の場合にはどうなるのであろうか。その詳細については今後の調査結果をまつことにし、ここではつきの三点を予測しておくに止める。

(1) 関東や東北では、王豪百姓や郷土農の支配がながく維持され

て「惣」的な横の結合が比較的に弱かつたのではないか。

(2) 関東や東北には畑作を主とする地域が多く、そこでは聚落も散居式住居となつてゐる。したがつて、いわゆる村落の共同体的な生活慣習がはじめからあまり強くはなく、比較的に早くから崩れてゐるのではないか。

(3) 以上のような近世村落の特色が、明治の町村制にも作用して、関西のような部落本位の対立意識はあまり強くはないのではなかろうか。

こうした予測のもとに、秋の研究発表には調査の結果をあわせて報告する予定である。

昭和五五年八月十五日

(以上)

相互扶助慣行と農村自治

一 徳島県名西郡神山町の場合一

明治大学 長谷川 昭彦

一、はじめに

戦前の段階における日本の農村の生活は、一般的にいって、一部の上層農家を除いて、決して豊かとはいえない、むしろ困難とさえいふべきであった。生産力は比較的低く、自然の破壊力に直接曝され、地主をはじめ権力による支配が厳しかった。自然や権力から農民は相互に生活を防衛しなければならなかつた。これは農民自身がやらなければ誰もやつてくれないのであり、相互の自己防衛がどうしても必要であつた。このために、農村において相互扶助の慣行が発展してきたし、農村の自治の制度が形成されてきた。相互扶助の慣行を保持し、体系化する基礎的母体は、いうまでもなく、「村」であり、さらにその相互扶助の実質的単位は「家」である。

しかしながら、戦後から現在に至る時期を通して、相互扶助の慣行は、「家」や「村」の解体の過程と想應しながら、あるいは変容し、あるいは衰退・消滅していくものが多くあつた。それに応じて農村自治も変質していった。

この報告においては、相互扶助慣行の変動の実態を「家」と「村」の関係から見ていくことによつて、農村自治の問題にアプローチしていきたい。このために、徳島県名西郡神山町の場合をとりあげる。

神山町は徳島市の西部に位置し、標高一、四九六メートルの雲阜山をはじめ千メートル級の急峻な山系が重複する四国山脈中にある。土地の大部分は傾斜地で、耕地は傾斜のゆるい段丘部や傾斜面に階段状に点在している。東西に吉野川の支流の鮎喰川が流れ、その流域は古くから「大栗文化圏」という独自の文化圏を形成していた。人口は一九七九年三月一日で一二、一四五人、世帯数は三、二四五世帯である。農業は水稻の比率が低く（水田率二六・五%）、普通畑、樹園地が多い。その他の産業としては製材工場が多く、最近では若干の織維、衣服、金属、機械などの小規模な工場が進出している。

二、戦前の相互扶助の慣行

神山町における戦前の相互扶助慣行の主なものをあげると次のとおりである。

慣行の名称	慣行の内容	慣行の母体
手間換え	生産の互助	近隣・親類
焼 (ヤケブシン) 請	火災・水害・山崩れなどの実際の手助け、見舞金、救援物資の提供	名(戸主会)
川流れ	川(転落、山での迷子の捜索)	名(戸主会)
頼母子講	経済的救済	講中、近隣
万人講(万人供養)	牛馬が死んだときの保障	名(戸主会)

		慣行の名称		慣行の内容		慣行の母体	
		消滅	残存	変容	新生	消滅	残存
手間換 (田植え)	手間換 (茶つみ・山の手入れ)	千人祈禱 シンダン講 庵坊(アンボウ)	人間の病氣見舞 葬式の手伝い、実行 遍路墓地	名(戸主会) 講中	名(戸主会) 講中	千人祈禱 シンドン講 庵坊	千人祈禱 シンドン講 庵坊
川流れ	川流れ (手間換 焼普請)	善根宿 (ゼンコンヤド)	よめいりの手伝い 建築の手伝い、屋根 嫁入り道具の運搬	行倒れの人の墓地 旅人(お遍路さん) の宿泊接待	行倒れの人の墓地 旅人(お遍路さん) の宿泊接待	善根宿 (ゼンコンヤド)	善根宿 (ゼンコンヤド)
		棟上げ 屋根替講 餅つき 貰い風呂	近隣・親類 近隣 近隣	近隣・親類 近隣・親類 近隣	近隣・親類 近隣 近隣	モチツキ モライブロ	モチツキ モライブロ
		嫁入り道具運搬 嫁入り道具運搬 嫁入り道具運搬	嫁入り道具運搬 嫁入り道具運搬 嫁入り道具運搬	嫁入り道具運搬 嫁入り道具運搬 嫁入り道具運搬	嫁入り道具運搬 嫁入り道具運搬 嫁入り道具運搬	シンドン講 シンドン講 シンドン講	シンドン講 シンドン講 シンドン講
		モチツキ モライブロ	モチツキ モライブロ	モチツキ モライブロ	モチツキ モライブロ	老人ホーム	老人ホーム

三、相互扶助慣行の変化

戰後から現在に至るまで、前述の相互扶助慣行の変化の状態は次のとおりである。

四、「村」と農村自治

慣行の種類によつて若干の変化はあるが、相互扶助慣行の基盤は村ないし家連合である。村は二種類の様態が考えられる。その一は慣行の源泉でもあり、相互扶助の母体ともいべき潜在的村である。いわば村民の意識の中に宿している「村」である。この村の限界はにわかには引き難い。数戸の近隣から、数百戸、さらには大栗谷文化圏とでもいわれる範囲までの無限定のそして一種の観念的な村である。

もう一つは互助を実行するところの、他から区画され、一定の明確な限界をもつた頸在的村である。神山町ではこれを「名」(ミヨウ)と称している。「分」「組」「郷」という場合もある。「名」の組織を「戸主会」という。いわゆる団体としての自治組織である。

名の下部組織としてシンダン講がある。葬式組である。不幸、災害などの実質的相互扶助を実行する一〇戸から五戸くらいの組織である。このほかに農事実行組から変形してきた部落会、弘法大師を祀る大師講がある。これらを横切る組織として株内または一統といわれる同族団、用水組合、農業生産組合がある。

これら種々の組織にあつて農村自治の中核に位置するのは戸主会(名)である。北名戸主会会則(明治四十三年)によれば、戸主会の目的を実行するための決定事項として二十四項目を掲げている。これを分類すれば、(1)土地施設の管理保全、(2)産業の保全、(3)人間関係の調整、(4)災害の救助・援助、(5)教育・福祉、(6)価値・規範の源泉、(7)遵守、(8)制裁、(9)神仏事、となつていて、広汎かつ具体的な規定がなされている。これが、昭和五〇年に改正されているが、それによれば、(1)会員の親睦と自治、(2)主管物件の管理運営、(3)協力団体への協力、援助、(4)関係施設への協力、(5)災害の防止、救済援助、(6)公害防止、環境美化、(7)神仏事、となつていて、項目がかなり整理され、抽象化されている。かつて農村自治の中核の組織であつて、多彩な事業をおこなつていた戸主会(名)が変化そのかなりの部分を町役場、農協、商工会、などの団体に譲り渡し、戸主会の相対的地位を低下させつゝある。

農業危機進展と「むら」構造

宇都宮大学農学部 春日文雄

庄内水田单作地帯の板戸、丸沼の二集落について、農業の構造的危機の進行過程のなかで、二つの集落がどのように対応してきたのか、また、その対応が「むら」構造のちがいをどのように反映しながらすすめられてきたのかといふ二点を報告の中心にする。

両集落とも現在酒田市新堀地区(旧新堀村)内の二つの大字であり、藩政期にまでさかのばれば、それぞれ一村をなしており、明治の町村制、戦後の町村合併を経過して今日の酒田市の二つの大字となつていて。しかし、この二集落は村としての成り立ちから、その「むら」構造にいたるまで性格の差がある。

そのちがいを戦後農業の出発点である農地改革時の土地所有関係についてみる。

戸数	耕作面積(田)	自作地	小作地
板戸 五一	一〇二ha	三五ha(三三%)	六七ha(六七%)
丸沼 五三	九六	五六(五八%)	四〇(四二%)

(昭和二二年八月一日センサス)

右の数字の示すかぎりでは、板戸の小作農的性格、丸沼の自作農的性格の「むら」構造といふちがいが見出されるが、さらに内容的には板戸の三ha層以上の上層も小作乃至小自作農がおおいことをまず指摘しておく。またその所有者も酒田の本間家所有の四〇ha余を

最高に「むら」外の所有者の小作地がおおかつた。このような板戸の地主、小作関係とは反対に丸沼の場合は「むら」内部の手作地主の貸付地がおく、それだけ内部の地主、小作の関係が強かつた。

だが第二にあげておかなければならない点は、丸沼には江戸期の村持の入会草地であつたことを根拠とした最上川河川敷地（国有地）内に占有的利用権ともいべき権利を確保しつづけ、戦後の一九五七年に払下げを受け、「むら」内部に二二ha余の水田と三ha弱の畠の造成に成功するが、この権利の戦前の保持、戦後の耕地化が地主、小作関係が前記のように強かつたにかかわらず、「むら」結合を強くしていた。

右にあげた二つの条件、その一つは戦前の土地所有の関係、及び「むら」所有の占有的利用権の関係が戦後の農業の展開にどのように作用したか問題になる。

まず、六〇年代の前半までは、役畜と年雇労働を補充しながらの自家労働に規定された生産力水準であつた。しかも、田植期には多量の他人労働を投入しなければならない条件の下であった。が、この多量な労働力の調達の方式に「むら」の性格の差があらわれていた。板戸の場合は「結い作業」という「タラッサ」な共同作業が強かつた。たのに効して、丸沼の場合上層、下層という古い関係の下での雇用、関係が中心になる。

その後六〇年代後半からの全国的労働市場の展開にともなつた酒田市の労働市場の急速な拡大という条件の下で農業労働力の流出、それに対応したいわゆる「酒田方式」が出現するが、それに対する板

戸、丸沼の差がみられる。さらに七二年の酒田方式の解体にいたるまでの過程においても、あるいはその再編の動きにつけても板戸、丸沼においては対応のちがいを生み出しが、酒田方式が生れる直前から次第に普及はじめた自動耕耘機を基軸にした「一・五・三・〇ha層」の「むら」関係からの離脱現象は両者に共通であった。しかし、丸沼の場合は上層と下層の結合した機械の共同利用といふ再編方式をとる、板戸では個人間の相対的な作業の委託という方向をたどりながら、次第に経営の受委託関係に発展させていく。

しかし、地方労働市場の拡大のなかで常勤的勤務者（工場労働者、事務的職員）の増加、さみに日々雇用者といつても季節的常勤化のなかでの労賃水準の上昇をともなっている。その相対的上昇が機械の共同利用組合にも反映し、運営上の困難をもたらしているし、受委託関係の労賃部分の評価にも影響を与えつつある。

農村自治一構造と論理

一 岩手県紫波町志利地区の現状分析から

岩手大学人文社会科学院 佐 藤 正

〔一 現代の農村自治の構造と論理を考察する場合、現代の日本社会が第二次大戦後の民主改革と経済の高度成長を経過する過程で、第二次大戦前とその構造を根本的にかえていることを前提としておく必要のあることはいうまでもない。経済過程では、多国籍企業化した巨大資本と国家との一体化は一段と強化され、かつこの国家独

占资本主义の国際機構を媒介に、経済の国際化も著しく進展しているが、この独占の論理とは一見矛盾する形で、アジア社会としての特質を保持していた日本社会も、いわゆる市民社会としての構造を一層深めさせている。この市民社会的構造の深化が、貨幣を媒介とした欲得づくの利害をもとに人間が関係をとり結ぶ資本—賃労働関係の拡大・発展を基礎としていることは、まず第一に確認する必要のある構造問題である。現代に於て、巨大資本が発展した農工分業の中で日本農業の本格的な現代的再編成を放棄して推進した先進資本主義国および発展途上国からの農産物輸入の拡大により、アジア的零細農耕制を克服していき日本的小農經營は、その約九〇%が農業外の賃金兼業に従事し、資本の労働市場に包摂されるに至っている。また現代の農村は全国的に、工業・商業・信用部門などの資本主義的編成をその内部に包含している。このことは現代の農村を市民社会構造を基本に分析しなければならない基礎的条件である。この構造は、農村自治を分析する場合、理論的にはその上部構造である地域性をもつ基本的人権実現の基礎単位としての地方自治の視角から検討を深める必要性を生じさせている。

しかし、この基本視角からみる場合、一般論として、資本主義と人類の共同体との関係を歴史的に総括する視角を必要としていることに留意しておかねばならない。資本主義は、人間関係を物象化し、共同体を解体しつくすことを内面の論理としているがそのことは、人類が類的存在として直接的な人格関係を維持する必要そのものを否定したわけではなく、それを社会構造の中で潜在化させたにすぎ

ないものとして解しておくことが重要である。ここでは、個々人の尊嚴を基礎とする直接の人間関係は、巨大資本との対抗の関係でそれを媒介に再生され、維持される。

特にすでに述べた条件の下で、農業が資本主義的生産様式＝經營様式の形態をとらず、特殊日本の形態での農民的土地位所有にもとづく、小農民的生産様式が支配的である日本の農村では、資本の論理にもとづく共同体の解体の側面を支配的な契機しながらも、同時に、この生産の様式に根柢をもつ、小農民が人格的な相互依存関係を保持する必要性を発生させている。現代に於て、「むら」が問題とされるのは、この意味に於てであり、現代の「むら」は身分的関係を媒介に結合されるものではない。しかし、この「むら」は、それが直ちに、地方自治と同一のものではありえない。現代の農村自治は、小農民の生産様式の存続によって生じる「むら」と、市民社会的構造の論理に規定される地方自治との二重の重層的構造をもつものとしてとらえねばならない。

しかも、日本の農村内部では、小農民自身の存立条件が総括的にも人権の一部として確認する本格的な地方自治の成長を阻止されており、現代の農村では、巨大資本と官僚機構との対抗の中で、農民が主体性をもつて、「むら」を維持することと、眞の地方自治を確立するという二重の課題が、相互に関係を持ちながら存在している。ここに現代の農村自治の構造と論理の中心点があるといえよう。

〔1〕 高度に発達した現代日本資本主義の下で、都市と区別される主として農民が生産し、生活する地域としての農村に於ける農村自治の構造と論理は、こく一般的には以上のようにとらえられるが、この前提に立つ限り、農村の自治に関しては、その主体とその組織の展開が分析の対象とされねばならない。農村自治の主体は、一般的に総括すれば労働者であり農民である。しかし、この主体を意識の一側面からとらえると、日本の封建制の特殊な解体過程や政治変革のあり方、また二〇世紀初頭に於て資本主義の確立をみるという経済構造の特殊性やアジア的な諸思想・宗教の伝統の歴史性から、思想的に市民社会意識が成熟してゐるわけではない。基本的人権の思想の確立が弱く、さらに中産階級的思想の根強い影響が存在する。このアジア的な後進性が、現代資本主義に全面的に利用されるところに大きな課題を残している。農村自治の分析には、この歴史的視角が重要である。

この構造の中での問題点は、主体的にみれば都市との関連もふくめて、労働運動の展開が弱く、農民運動の成長が弱くねていてことである。この条件の中で、市民社会構造的な農村の中で、「むらづくり」の主体として一定の意義をもつ農業協同組合運動も、それなりの成長と同時にその限界をみせており、また、国家が地方自治体の官僚的統制を通じて、農業協同組合運動を、政策誘導の下部機構として位置づけている場合も一般的にみうけられる。農村自治の確立には、労働者や農民の階級的運動の成長に加えて、協同組合運動を成長させ、それを「むらづくり」の主体とし、同時に基本的人権

の実現する地方自治確立の一つの端に変革することが求められている。

では、以上の全体的な配置の中で、単位協同組合の協同活動を前進させることが、どのような意識をもち、その限界がどこに生じるか、畠田利用再編対策の進行の中で、新しい「むらづくり」を進めている岩手県紫波郡紫波町の志和農業協同組合の協同活動の分析を通して、地方自治体と農業協同組合運動の相互関係についてその実態を示すことにしたい。

〔2〕 岩手県紫波郡紫波町志和地区は、日本の三大杜氏の一つである南部杜氏の出発母地で、奥羽山系の西麓、北上盆地に存在する稻作地帯である。この地区は旧志和村の区域であり、昭和三〇年に七町村の合併により紫波町の一地区となつた。この地区には、志和農業協同組合があり、昭和三〇年に二〇の集落に部落実行組合を組織し、昭和三十五年から「志和地区農業近代化計画」の策定による地域農業の振興、現代化に取り組み、昭和五二年には、機械化段階に於ける有畜複合經營の確立を目標として、むらづくりの主体として重要な役割りをはたしている。これらの諸計画は、基本法農政の内面的批判であり、その意味では自主性のある協同活動が展開され、現代でも八一六戸の組合員戸数のうち六〇戸の農家が家畜を飼育し、日本的な有畜農業を軸とした地域農業づくりを進めていく。畜産の主体は和牛の繁殖と肥育、ホルスタイン種の肥育、養豚の繁殖、肥育である。この地区では、昭和四十二、三年を計画期に、南部杜氏から在宅通勤兼業への転換がなされ、昭和五四年二月では専業農家

七・一、第一種兼業農家五八・三多、第二種兼業農家三四・六多となつてゐる。稻作を基礎に蔬菜・果樹を加えた有畜複合經營の展開が、第一種兼業農家の比重を高める条件となつてゐる。

この地区で昭和五十四年八月に、農民会館が完成し（農家の一戸平均農協出資額、五四年三月末四四・六万円、五七年度末六三・五万円）現在、組合員教育、商場式場、文化サークル活動の拠点となり、農協運動の新しい局面が開かれてゐる。また、昭和五十四年十

二月には、岩手県・紫波町、農協県中央会が推進した町内七農協合併案を七〇%の組合員の反対で否決し、これを契機に組合員の主体性が著しく成長し、農協の民主的運営が深まり、地方自治体の行政指導との関係でも、地域あるいは「むら」としての自立性を強めている。この報告では、この志和農協の活動を昭和五〇年以降を中心的に分析し、現代に於ける農村自治の構造と論理を検討することとした。

東北地区研究会

期日 五月三一日（土曜） 東北大文学部

細谷昂・小林一穂

「集団栽培以後の村と生産組織」

安孫子 騎

「農村自治—論点整理のために—」

出席者 高木正朗、竹内彰啓、上羅広、村松和則、内田司、

武田共治、佐藤利明、高橋英博、武笠俊一、高山隆三

大川健嗣、安孫子騎、菅野正、多々良翼、菅野俊作、齊藤吉雄、小林一穂、秋葉節夫、谷田部武男、

藤山嘉夫、佐藤勉、般津衛、木村武司、細谷昂

東北地区研究会の討論要旨

東北大文学部大学院 武田共治

討論は、細谷・小林報告と安孫子報告を一括して行なわれた。

細谷・小林報告では、田内において、部落ぐるみの集団栽培が醸成する中で、作業や經營の受委託關係が進展し、新しい生産組織が形成されるなど、結論として五つのタイプの対応形態がでてきていることが報告された。さらに細谷会員は、報告のまとめで、部落ぐるみの集団栽培の崩壊は無償労働の原理としてのむらの姿質を示し、それをむらの解体と呼ぶならそう呼べようと指摘され、きらりん受委託關係の進展も家族經營の解消によるものではなく、その意味で都型の近隣關係とは異なる、生産と生活を結びつけた地域社会、それを「むら」と呼ぶなら、そうしたものは当面存続し続けるであろうと指摘された。その後、細谷会員は都合のため退席されたが、討論は

まず、高山会員から、これだけ機械化体系が進み、請負耕作の芽がでて、かつての集団栽培が解体しているという状況の中で、「質は変わったがむらはある」と主張することの意味は何か、との質問が

だされた。その点で小林会員は、第一に、集団転作の例を引き、とりわけかつての集団栽培の中心的担い手達には、むらとして取り組もうという意識が強く、そうしたむら意識に関心のあることを強調された。そこで齊藤会員から、細谷氏の場合は意識ではなく、都市的なものとは異なる生活面での社会関係が問題となつてゐるのであろう、との指摘がなされた。その点と関わつて小林会員は、第二に、単なる生活面の問題ではなく、請負耕作も部落をこえてなされないこと、さらに第三に、請負耕作は家族経営をこえるものでないこと、を強調された。こうして議論の焦点は、現在の機械化段階、それを前提とした請負耕作の展開が、どの程度家族経営と土地所有の性格を変容せしめているのか、さらに、それによるむらの生活関係の変容はどの程度のものか、という点におかれた。

その点で菅野（正）会員は、細谷氏がむらは変わつたというの、同質の經營における大小の家の組合わせではなくなつたという意味であろうが、しかし受委託関係が土地所有の移動を示すものではないことから、土地の維持管理はむらに依存せざるを得ない状況があること、それに伴つて潜在的に部落意識が残ること、さらに生活污水のような生活問題も部落単位で処理されているという状況があることを問題としているのである、と指摘された。また安孫子会員は、新しく形成されてきている異なる農業形態間の結合原理はむらの結合原理とは大きく異なるのではないか、とくに小生産者による結合原理と生活上の地域的結合原理とは区別されるべきであると指摘された。さらに同会員は、大型機械が入り、受委託關係

が一般化してくるという状況は、經營の問題としては土地所有の大きな移動と考えることができ、部落の土地保全の機能は大幅に解体しているのではないか、しかし新しい委託大經營が形成されるその理由をどういう原理で把握するのか、それに立脚したらどんな形での農政に対する要求運動がおきるのか、などが問題となろうと述べた。また高山会員は、家族經營の問題にふれ、その枠内にあるというのは現在の機械の水準での話であり、今後その枠がこれまでの可能性のあることを蒲原や安城市的例を引きながら強調された。そこで多々良会員から、蒲原・安城・庄内・佐賀・などの事例をもとに、請負耕作がむらとどの様な関わりをもつかといった問題を考える際には、農業生産構造と農外労働市場との連関、それとむらの歴史的条件の地域的差異、さらにそれらを段階として把握する観点が必要であるとの発言があつた。その際同会員は、庄内では集団栽培→受委託関係であるが、佐賀では機械化銀行→受委託関係といふ流れとなつてゐること、また庄内、佐賀ではもともと集団志向が強く、安城・蒲原では個別志向が強い様に思われる、との指摘がなされた。

ここで司会の大川会員から、小林会員の意識調査に関して、世代により差異があるのではないかとの質問がなされた。その点で小林会員は、かつての集団栽培の中心となつた四〇～五〇代の人は協同志向が強いが、それ以上の高令層は技術に自信があるため個別志向が強く、またそれ以下の若い層も個別志向が強いと述べた。また

「農業經營の将来像」に関する意識調査の選択肢では、家族經營と

協業化が分けられていることについて、谷田部会員から、両者は矛盾しないのではないか、との指摘がなされた。その点について高山会員は、生産手段体系が変化する時期にはまず共同で入り、定着化すると個別化が進むというくり返しを戦後とげてきていると指摘された。

統いて議論は安孫子報告に移つた。まず高山会員から、生産基盤の変化が農村自治のあり方とどういう照應関係にあるものと考えているのか、さらに生産と生活が一体となつて小ブルジョワといふ場合、都市の手工業者も同様であるが、その点で農村に特有の関係を強調するにすれば、土地所有の問題があるだろうが、それがどうからみこんでくると考えているのか、という質問がなされた。それに対し安孫子会員は、戰前でいえば、明治三十年代の明治農法といふ農業技術体系、具体的には肥料・畜田馬糞・耕地整理、とりわけ耕地整理が部落のあり方を大きく変えたのであり、その基礎にあるのが農産物の商品化、都市の労働者人口の増大であること、さらに昭和初期の農村窮乏期における化学肥料の導入が、生産と生活の結びつき方を大きく変えるものであつたと述べた。さらに同会員は、都市の手工業者と異なる農民の特徴は自給的性格が基底にあるということ、であり、また

土地の自然的・地域的制約性（水・耕地・林野の問題も含む）があり、それに農村は規定され、地縁的意味での集落機能はなかなか失われることになると述べ、そうした自然的制約性を生産力条件が破れるかどうかという形で、生産力の問題と農村のあり方が関連することを指摘した。さらに同会員は、都市と農村のちがいということで念頭にあつたのは、都市が資本—賃労働の関係で位置づけられているのに対して、農村はそうではないというところで、まずは起された背景には、生活破壊に対しても農民の個別的経営のみで対応できるのかという問題、また、これまで村研の中で地方自治の問題が結果的にみると軽視されてきたが、現実的には国家政策が農民の生活を大きく規定してきたのであり、そうしたことへの反省などがあろうが、どの様な対応が最も自治的かという問題は、何か結論ができるのかといったものではないことを指摘された。そこで佐藤会員は鹿島台町の例を引きつつ、そこでは典型的受け皿方式となつておらず、集団化といつても結局有力者の利害関心で展開されていることを強調され、そうしたこと否定するすばらしい事例があるのであるとか、と述べられた。その点で菅野（正）会員は、いくつかの例を引きながら、等しく「上から」のものであつても、農民の主体的動きの有無により、農政の浸透やその受容のあり方が大きく異なることを強調された。また齊藤会員は、報告される事例は、主観的に「下から」であつても、結局のところ「上から」のものしかない状況であることを指摘された。その点で菅野（正）会員は、農村自治とは

本来そうしたものではないかと思ふ、と述べられたが、確かに、主観的には「下から」であつても、客観的には国家政策に包摂されゆくというシステムは、解明されるべき重要論点といえよう。

この点と関わつて安孫子会員は、これまでの報告は主として、明治末と昭和初期、そして高度成長末期の、とりわけ農協を中心とする動きが取り上げられてきたが、地方改良運動の場合は町村単位で運動がおきるが、昭和初期と戦後になると報告に町村がでてこなくなること、そしてそれは、町村財政がしつかりしている場合には、独自の、いわば町村自治のようなものが動きえた余地があつたが、昭和恐慌期以降はそれがほとんど壊滅し、そこで独自のことをやろうとする補助金とか融資に頼らざるを得ないという状況がでてくるからであり、その中の自治でしかないという大枠をきちんとおさえることが重要なこと、そこで問題は、その大枠をどうやるかということと、自分のむらの農業をどうするかという、「一本立たれ」ということを指摘され、その点で、「憲法に立脚した農業を」という思想がでてきているのは、玉野井氏らの地域主義とはちがつた、地方自治の立脚点を示していくと述べられた。

ここで、司会の大川会員は、木村会員に財政学の立場からの発言を求めた。そこで木村会員は、農村自治という言葉を使う場合、その対極にあるのは権力の問題であり、それに対する農民ないし農村の主体的運動という意味をこめているが、それなら、農村自治といふあいまいな言葉を使うべきではなく、農村の主体的運動Vというはつきりした言葉を使うべきであること、従つて、地方

自治とは明確に区別されなければならないことを強調された。

以上の様に討論は、現段階の生産力水準に基づく受委託関係の進展やシステム化といった農業の変容、そしてそれに基づく村落における社会関係の変容はいかなるものか、さらに、そこからいかなる農民の主体的運動が展望しうるか、といったことから、農村自治の問題に接近しようとするものであつたといえよう。しかし、木村会員も指摘された様な「農村自治」という用語は勿論のこと、「むら」という用語一つ取つてみても、依然として共通理解に到達しておらず、いわば前提がそもそも異なる上での議論のため、深まりという点で不充分であつたこと、また「農業の変容」と「農村の社会関係の変容」と、さらに「運動論」という、それぞれ論理次元の異なる問題を統一的に理解するための方法論を検討する必要のあることを、最後に指摘しておきたいと思う。

村落社会研究会

第三回研究会報告

七月十九日・中央大学会館

出席者 関順也・高橋正郎・高橋明善・安原茂・

宮崎俊行・白井宏明・柿崎京一・似田貞香門・

若林敬子・山本英治・黒崎八洲次良・長谷川昭彦・

岩崎信彦・松田苑子・宮森道仁・櫻村悦子・

柄沢行雄・高山隆三

報告 高山隆三・似田貞香門

「『農村自治』をめぐる論点整理」

▲高山報告▼

「これまでの研究会・大会での 論議と若干の問題点」

「農村自治」という課題が何故今日の段階でとりあげられるのか、また、それが三年継続されたのは何故か、について必ずしもこれまでの討論では明確にされてはいない。というのは、「農村自治」という課題の設定、あるいは問題意識については、これまで島崎会員をはじめとして『通信』の中でも、研究会の中でも多くの会員から触れられてきた。また、それが、これまでの生活破壊をめぐる論議を受けたものである、ということについても、暗黙にせよ共通の

合意があったと思う。すなわち、これまでも村研が追求してきた村落の解体とその推進力の解明の中で、「都市と農村」が取り上げられ、両者の対立の中で農村として括まえてゆくにしても、「日本資本主義と家」が取り上げられた。戦後日本資本主義の高度成長の下での農村・農民の生産と生活の分離、兼業化の進行、非農家の増加、都市化の進展、混住社会の形成ということは、これまでの課題の中でも、あるいは研究会・大会の報告の中でもかなり触れられてきたところである。農業用の生産手段としての土地・水の利用、そして土地利用の主体である農民のひとつの物的手段であった山林等の利用が高度成長の中で著しく変化を強いられてきた。その変化的度合は各地域地域によって違いがあるし、そのことが農村自治を課題とするとはいき、各報告者によつて問題意識や分析方法に差を与えるものとなつていた。その差は既に、「生活破壊」変化と現状、その主体的再編成」という課題の中で出でた。例えば、第24回大会での「生活擁護の斗争がなぜ広範な農民を捉えないのか(島崎)」といふ視方と、「伝統的な村落の中に現代社会に適応してゆく」(山本、安達)がそうである。こうした問題提起について、かつて私も取り上げたところであるが、現代資本主義における生産力の性格、あるいは巨大な生産力が形成されてきて、生産の集中・集積と資本の集中・集積が展開していく中で、情報社会としての情報の集中、行政の集中というものが進んできており、こうした集中化の中で農民層が分化していく、そうした農業、農村の解体が唱えられてくる中でその主体的再

編成が追求されてきた。上述の二つの見方におけるアプローチの違いは、こうした同じ現状の中から生じてきたものである。これに対し、24回大会での佐藤正会員の報告では、今日問題となっていることは農業政策が全国的に画一的なものになつており、それぞれの地域の独自性に立脚したものでなかつたという点であり、志和地区の様に後継者が相当確保されている地域では、それらの人々の生活する権利を確立してゆくことが重要であり、そのためには地方自治というものを具体化し、それを協同組合民主主義の中で展望してゆこうという発言がなされた。

このように自治体あるいは地方自治を取りあげてゆくということが、既に生活破壊の課題の討議の中で皆の意識の中でかなり明確になつてきていたようだ。さらに島崎会員が「農村社会の把握に関する新しい発想を余儀なくされてきており、共同体としての村落の研究から自治体としての農村の研究への転換」という提起を既に『通信』の69号でなされていった。当時は農村についての理論的規定が明らかでないことや漁村・山村をどう扱うか等の点から、この提起は村研としては正面から取り上げられることはなかつた。しかし、そこで島崎会員が考えていたことは、農村研究の理論的骨格を「経済から行政」—経済を基礎とした行政へという文脈の中で農村社会を捉えなおすという発想が今必要なのではないか、という問題提起であつた。

その後、この問題提起は様々な形で展開してゆくことになつたが、自治を取り上げる場合、自治の運動とか農村自治をどの様に位置づ

けるのか—それ自体展望にかかることがあるが—についての議論が十分つめられていなかつたようである。展望の問題については後で触ることになろうが、たとえば、地方分権や地域主義という形での自治の位置づけや、蓮見会員の「国独資段階での緩衝剤としての地方自治・自治体」という見方があるわけだが、それらの運動が巨大な権力や経済の集中を遂げている現代の国家構造・経済構造を突破してゆくものになつてゆくのかどうかが大きな問題であろう。これらの点（自治の位置づけ、方向づけ）については、蓮見会員と似田貝会員との間に見解の相違もあるようなので、後程似田貝会員からコメントと整理を頂きたい。

▲論点整理▼

「農村自治」という共通課題の中で、農村自治とは何か、その担い手（主体）はどう形成されてゆくのか、あるいは住民の生活実態に即した再構成の道をどの様に考えるのか、といった点がこれまで取り上げられてきたわけであり、前述のようにその課題についての会員の共通の認識もあり、かつそれは現代社会の実態が要求するものでもあつた。しかし、これまでの討議の中で概念として明らかでない点があるようと思われる。農村自治の研究で何が問題を複雑にして、意見を異にさせてきたのかという点は、基本的にはひとつであるが、二つに分けた挙げてみるならば次のような点であると考えられる。第一は、農村といふ問題であり、第二は自治といふ問題である。農村概念と自治概念というものが、多くの見解の相違を呼び起

こしてきたし、その両者がプラスされた農村自治についての大きな意見の喰い違いが生み出されてきた、と考えられる。第一の点に関しては、「共同体としての村落から自治体としての農村へ」という場合、共同体あるいは共同体的村落ないし集落、部落と農村とが概念的に十分整理されて理解されていないことが議論に混乱を生じさせる大きな原因になつていて、そして、その問題をそのままにしてさらにそこに自治が加わつたものだから議論は一層複雑なものになつたのである。その自治については、それを「運動として捉える」ものと（安孫子・山本英・島崎・中野）、「自分のことは自分でやることである（川本）」、自治とは「モクラシーのことである（長谷川昭）等の見方がある。しかし、ここで問題とすべきは、日本における自治はイギリスの古典的自治とは違うという共通理解（同利報告、木村報告、島崎発言）の上に立つとしても、その自治が農村と結びつけていた時、農村自治と農民自治、あるいは村落の自治（共同体的自治）、地方自治体・市町村の自治という様々な自治が明示的な概念として整理されないまま各様に使われていることである。その原因是、さきの島崎会員の問題提起「共同体としての村落研究から自治体としての農村研究へ」が問題意識のレベルで、これを提起する側においても、受け止める側においても明確になつていなかつたことにあるのではないか。つまり、村落と農村、村落自治と農村自治とがどういう点において重なり合い、また違うのかが十分整理されていなかつた。この点を今日の討議でもう少し整理してもらいたいと思う。

そこで問題は、共同体としての村落を農村（農山漁村）として捉えねばならない、ということをどの様に理解したらよいのかにある。すると、農村自治問題の根底には、日本の村落共同体をどのように捉えたらしいのか、という村研の古くて新しい問題に突き当たるのであり、それを自治体としての農村として捉え直すこと自体に問題のポイントがあるよう考へられる。そうすると、これから敷衍されてくることは、村落研究を自治体農村として捉えようとするとき、現状において村落のもつ機能について様々な意見が実際にある。第一年目の「史的展開と現状」において、村是を中心として明治中後期、大正期に関する発表が佐々木会員や高木会員から、さらに昨年も内田会員からなされたが、それらを通じて問題になつた点は自治についてであった。この研究会でも、しばしば出されたことであるが、日本の近代における自治とは何か、自治があつたのかどうか、自治をどの様に理解していくたらよいのか、ということが問題になつたが、その歴史的な展開の中においても村落共同体的なあるいは村落自治から自治体としての農村への転換ということがもしかるとすれば、現代において問題としなければならないと同じように、歴史的にもそういう問題が日本資本主義の中においてあつた筈である。その転換点が多くの報告の中でも整理されないままに、市町村自治、その担い手が官製自治の中で相対的に独自な主体性をもつて動いてきているのだし農村における生産・生活を維持しようとしてきていく。そういうものが自治であるという形で出されてくる。そういう市町村制を受けて展開されてくる自治と、一方における共同

的的な村落における自治というものが、どういう関連になっていたのか、あるいは関連がないのか、そうした点が「共同体としての村落から自治体としての農村へ」という転換についての明確な合意なしで自治論が展開されてきたうらみがある。

そうすると、「共同体から農村へ」ということを日本の近代における歴史の中でどのように理解するのか、という点に係わってくる。

つまり、「共同体から農村へ」の転換を、いつ、どのような歴史段階として整理するのか、その画期、段階的変化をどう考えるのか、またその変化の推進力・メルクマールをどう考えるのか、という点についても必ずしも理解の統一がある訳ではないとみられる。そこ

で共同体と自治体としての農村、あるいは部落と市町村という形で、非常に混然としてきた形で論じられてきてしまつてゐる。この点はさらに昭和恐慌期における菅野会員の報告とも当然関連していく。

ところでさらにつれを展開すると歴史的画期、段階的変化をとり上げる場合に、さらに問題になる点は、その基底にある共同体、村落の構造と機能に関してである。この点に関して安孫子会員の考え方にははつきりしてくると考えられる。即ち、基本的には明治以降共同体はない、「年貢請負を基軸」として形成され、幕藩体制の下に形成された幕藩体制下における村落共同体というものは、地租改正を画期として解体する」という。しかしこの場合も、山林、水の共同利用と生産基盤を共同労働で維持するという生産力構造は地租改正以前との連続性を否定する訳ではない。こうした生産力構造が市町村

制下において、部落の「重構造として存続する。しかしそれは、基

本的には共同体ではないし、そこにおける村落における自治という概念が、安孫子会員の論理の中では出てこない一否定されていくことになる。しかも、明治末期において林野整理が進行してゆく中で、

地域的偏差をもつて農地改革あるいはそれ以降にも尾を引いてくるような村落があるとしても、画期としては林野整理をすすめてゆく明治末期においてそうした二重構造が解消する。あるいはそれを画期としてよいだらうとするのが安孫子会員の考え方である。二重構造の解体ということは、「地主的自治という形で一体化」されてくるということになると思われる。

これに対して、余田会員の村落自治あるいは土地・作物・人間保全といふ川本会員の考え方のような、村落を構成する人々の寄り合いなどを通じて意思を形成し村法などを作ってゆくという、自らの生産生活基盤について自らの手で意思決定してゆくという形で村落自治が存在するという考え方、すなわち、安孫子会員流に云うならば生産力構造に基礎を置いた形での村落共同体的な自治の存続といふものを、明治末期どころか現代まで延長して基本的には考えることができるのだという考え方がある。

そうすると、先述のように共同体的自治・あるいは共同体的な村落の研究から農村への転換といつても、そういう共同体的な村落あるいはそれをどこまで、どうじうように日本資本主義全体の中で捉えればよいか、という自治問題のみならず、またしても共同体論

前回の関西地区研究会での北原会員による農村自治・農民自治・村落自治についての見解整理がある。

さらに敷衍すると、大変古いことのように考えられるが、その根底においても関連する問題であるが、幕藩制下における村落共同体とは何かについての把握がもうひとつの問題となってくる。『ジエリストー地方自治の可能性』に掲載された第一論文・第二論文は私にとっては対立的な見解が示されている様に思われる。つまり、そこでは年貢請負という形では村落が幕藩体制下における末端下部機構として位置づけられる点では共通であるが、林氏の見解（第一論文）は、年貢を収めること一点を除いてそれ以外は、土地の保全としても生活の保全にしても村落が自主的に共同体的に総合的等を通じて行なつてゐる。その限りでおして自分のことは自主的に行なつてゐる。そういう形で村落を理解してゐる。その理解は、さらば展開すると、村落における家連合。その構成要素としての家庭の内部においては家父長制的な編成は村落の内部においてはなかったのではないか、また女性の権利も低いものではなかった、という形の議論になつてゆくものをそこでは内在させてゐるようである。これに対して、青木氏（第二論文）は、年貢徵收機構を基礎にしてこれが基軸になり農業生産、農村生活をすべて規制し、かつそれを統括している庄屋・名主といわゆる本百姓・水呑みとの対抗關係すなわち支配・従属關係というものを年貢を中心とする体系の中における村落の内部にそれを認めてゆく。村落内部の階級的階層的対立の中において村方騒動も起つてくる。だから形式的に総寄合といつ

ても本百姓を中心としたものであり、常に貧農・下層農の幕藩体制下における制限された村落における権利を獲得してゆく運動の中に自治があるのであり、共同体的な形でみられるような村法や総寄合などものは類似的な自治に過ぎないのであるといふ。すなわち既に幕藩体制下における村落をどう位置づけるのか、といふ問題に、基本的に二つの見解が出てゐるのである。そうするとそれが、明治維新を画期として、地租改正・市町村制・林野整理と展開してきた時に、一体共同体という形での林氏の展開はどうなるのか。それについては、先述のよう安孫子会員の場合には基本的には解体となるし、林氏の場合もそれに近い。しかし、それがどう変わらしてゆくのかについての基本的な共同体理解によって、市町村制が出てきた時、市町村制とその関係をどう考えてゆくのかに関してかなりの相違が出てくることになる。

そうすると、自治の問題を、たとえば川本会員の見解にみられる村落の土地保全機能が歴史的にどう変化してくるのか、あるいは余田会員の村落の共同体的性格が市町村制下の中でどう変化してくるのか、等の点について実証される中で、明らかにされねばならないのである。

問題を現在に戻すと、「村落共同体から農村へ」の転換を考えるときに、土地と人間の問題をどういう形で主体的に再編成してゆくのか、その事例は山本会員が土地改良区をとりあげて報告されてはいるが、必ずしもそれは自治体ではない。そして、農村自治の担い手についても違った意見が出されてゐるようである。高橋（正）会

員のようないくつかの方向を展望しつつ、そういう集団を形成しつつ自ら決定してゆくような、市町村を取り込んだ形での地方自治を考えることができるのか、あるいは個別的な形での請負耕作的な形で進展している地域にみられる方向性もみられる。この辺の手については、農民層分解をどう捉えるかによつても、見解が相違してくるところである。川本報告の中にも、土地保全を行う主体は何なのか、といった点についても当然その方向性が出されてくる必要があつたものと考えられる。

他には残された問題点は多々あるが、以上の様な点がもう少し詰められて渉かないと議論はさらに展開しないのではないかと考えている。

▲似田貞報告▼

初めに高山氏から「今何故農村自治を取上げるのか」という点についての整理があつたが、村研の研究史からみれば、「農村自治」というテーマそのものが画期であるといえよう。余談であるが私はこのテーマが村研の最後のテーマになるのではないかと思う。このテーマの最後の締め括りをするには相当の時間がかかると思う。

「農村自治」は、生活破壊以降農村の主体的対応として提起され、現段階の「農村」理解にかかる問題であるが故に、かえつて捉え方が混乱してきたのではないかと思う。このようなテーマのもとでたとえば、地域再編成・村落再編成・集落再編成・農村コミュニティ再編成ということが（具体的には村づくり）議論されたり、地域農業の再編成という形で議論されている。そして農業の再編成のあり方の問題と「農村」という地域共同社会の再編成をどう関連

破壊的状況に抗して農業を発展させるためには、個別経営の努力のみではなく、組織的集団的な対応が必要である。その様な対応の一種態として農村自治の問題が想定されなければならない」と。そこでは「農村自治」というテーマは、農業破壊に対する農民の主体的な運動としての農民自治という出し方が鮮明に出されていると思う。

先程高山氏から、自治のひとつの捉え方として「運動として捉える」という捉え方の紹介があつたが、安原氏の場合いわばこれに当り、英治氏は、昨年の研究会で「農村研究の視座の中に展望的な視点を出す必要がある。農村自治といふ問題は明らかに今後の農業・農村の展望に係わる問題であるから、単なる対応として議論するのではなく、もっといかにしてあるべき姿としての農村に結びつけてゆくか」という展望の線を出すべきである」という。

さて、今年第一回研究会において、安孫子氏から、「地方自治と農村自治との論理的・歴史的関連あるいは相違が明らかにされていないから、農村自治といふテーマに関して共通理解が得られないのではないか」という議論が出されている。又、安原氏はこのテーマの第一回のテーマ設定の際に次の様に発言されている。「農業に対する厳しい状況の下で、農民が農民として自己の存在を維持し農業

させながら捉えるのか、その時の「農村」というものの捉え方は、一体何を問題にするのか、ということによってかなり主体のイメージが違つて出されてきていると思う。その時、一応「生産」と「生活」という用語をカテゴリーとして使いながらも、「農村自治」というのは農・民・自治なのかそれとも農村における諸住民の自治なのか、という問題が当然そこにはある。その場合、ひとつ問題になると思うのは（これは後に具体的に問題にしたいと思うが）、「農村自治」の主体が農民の中での諸階層―専業・兼業―が農業の再編成主体である（は生産力主体として）その主体的対応となり得るのか否か、といふ問題がある。そこでは、土地や水や農業に関する諸資源の利害調整という観点からの農民主体のより分けが、様々な新しい組織化を絡めて、一そしてそれは集団形成の範囲を部落から「地域」へと広めながら展開されてきている。もうひとつは、同じ主体でも、農・村・住・民の主体というように考えられる諸階層によって地域の再編成が考えられていることである。その場合は農民も含まれるし労働者も含まれるのであり、明らかに農村が都市化され混住化されてくる中で、地域を再編してゆくという問題が出されているのである。

ところで、この三年間、自治について様々な検討がなされてきたが、どうもはつきりしない言葉として何人かの人人が使用した「市民的自治」という言葉がある。というのは、現代における「自治体としての農村」をどう捉えるか、という場合、農村が都市化しないし工業化されてゆく、また、階層的には農民層も様々な階層に分化しているという中で、「地域生活」の主体として消費生産的に再編して

ゆくという意味での地域再編という議論が出されてきているのだろうと思うが、実はその時、商品経済の渗透ということに絡めて農村におけるルーラル・ミニマムあるいは都市的なシヴィル・ミニマムとしてそれを実現するための諸組織という形で都市的な行政が展開されてき、都市的な行政再編形態をしてくる領域が出てきているようと思われる。つまり、農村の自治体行政が都市化された行政としての様々な地域再編という形で住民を編入していくという領域、しかも生活に係わる土地や水や諸資源・諸施設をどう利用しながら住民の再編をしてゆくか、というような（これには生活者としての所有と管理という問題が当然含まれる）形で議論されてゆく問題と、先述の農民のとりわけ生産力主体として再編してゆく場合の問題が事実上オーバーラップしているわけであるが、その絡み方がどうもはつきりしてこないのである。この絡み方の中で、自治といふ問題つまり生産力主体として主体的に対応するということ、既に脱農家化し兼業化してゆく農民や労働者階層が生活主体・労働主体として地域の中で共同生活してゆく場合の主体的対応といふものが、相互に絡みあいながら、しかもさらに複雑には団体・組織を作りあげるという方向と、一方では行政が生産力的な編成あるいは生活の再編という形で農民と住民の組織を行政団体化していく方向がある。そういう意味で「市民的自治」というのは、多分イメージとしては都市的な内容に変化してゆく住民の諸要求の実現という形で進行していくわけでは都市化された行政展開・都市化された自治制度といふ現象に対応して論者がイメージしたものと思われる。

これに代る言葉として、部分的に出されてきている議論として、

新しい「公共性」という概念がある。この「新しい公共性」という云い方も、地域農政にしろ「生活」の問題にしろ、地域を再編してゆく場合に何を再編のマルクマールにするか、ということの問題として出されている。だから、農民・住民価値形成を含めて生活の内容、生産の内容といふものの公的な価値を住民とコンセンサスを形成させていくという意味で、新しい公共性という議論が「上から」も「下から」も出されてくる。その時の主体といふ問題を考える場合次の点に留意する必要があろう。現代における農村といふもの、とりわけ「自治体農村」という捉え方の中の、そして農村の都市化の中での農業再編といふ問題と、生活者の側での地域再編といふ問題を絡めて、一体どのような形で農民・住民の主体的な対応がされるのか、あるいは逆に、一体どのような形で上からの再編成がなされるのか、という問題をはつきりさせる必要がある。具体的にその問題になると、ひとつ大きな論点が提出されてくる（これはずっと議論されていないのであるが）。第一回に島崎会員の報告をめぐって官僚行政化といふ問題と団体行政化といふ問題が出されていたことである。自治といふ問題をめぐって、官僚行政化、団体行政化のいずれの場合においても、島崎氏の理解によれば「形式合理性」が貫徹されてゆくとされる。ところが少なくとも戦前の部落・共同体的自治の場合には非合理的な様態をもつてゐる。その官僚的支配といふものと、農民のまつ生活の非合理性を接合させる論理は「一体何であるか」という提起がかかる島崎氏からなされている。その場合、

M・ウェーバーの観点から、現代の地域再編の政策的展開（「上から」の組織化）と農民・住民自身の内発的組織化—その場合も、防衛的組織化とより積極的な組織化との間に大きな幅もあり、それ自体の性格を見きわめることも必要であるが—の現象形態に焦点を据えてもう少し論点を拡らげると、次のようになるであろう。

〔農民や住民〕の諸組織の行政官僚化といふ問題と、団体官僚化あるいは団体化といふ問題が、今日は重要な課題となりつつある」ということである。つまり現段階においては、①諸住民が自己の生産・生活の再編成のため種々の自發的な組織・集団を形成させていく過程で、自己内部から団体官僚化が促進されていくといふメカニズムと、②—1 形成されてきた自發的な組織・集団を行政が、行政官僚機構の枠の中に包摂させることによって、行政官僚化が促進されるメカニズム、②—2 右記のインパクトをうけて、農民・住民自身が団体官僚化されると、メカニズム、の三つのメカニズムの局面に注目すべきであろう。

こういう形で、農民や住民の生産・生活をめぐる新しい組織が形成の論理のあり方にこそ、現代における「自治体」の中で農村の「生産」と「生活」の再編成をめぐる「自治」の方向づけがかくされているのだと思う。こうした農田形成の論理の仕方と行政との係わりをはつきりさせないといけない。住民の主体的に作り上げた集団は、ある条件があると団体行政化される、あるいは官僚機構に編入されてくるという契機が今や常にある。こうした契機が一体何

であるのかを集団論・組織論の中でもう少し具体的に展開されなければならないと思う。さらに、『運動としての自治』の場合には、生産から生活に至る様々な運動を連接化してゆく、繋げてゆく、すなわち自治体としての農業の再編・農村の再編を連接化してゆく主要な問題、連接化の契機は何であるのか、こうした生産と生活の対応関係を議論をしてゆく必要がある。

従つて私の問題は、①都市化された農村の中での地域再編という課題を扱える場合には、今日の集団論・組織論的な考え方をはつきりさせないと、主体―誰がそれを担うのか、その内容は何であるのか、一と二の問題をうまく扱めないのでないか、どうしたことであり、②形式合理性の貫徹と非合理性という議論にはいくつか問題はあるにせよ、「危機管理」として新しく行財政が地域再編に展開していく今日、形式合理性だけで危機に対応することは十分ではなく、必ずしも形式合理性ではない形で危機に対応する局面とがあると思う。とくに留意したいのは、後者の場合、「新しい公共性」という発想はそれなりに諸階層を行政の支配に接合する論理の展開といえる。

それは又必ずしも形式合理性とは限らないのではないか。その意味では「農村自治」というテーマは一層、組織・集団論と政策の対応といふ一対抗的関係のあらいだし不可欠であろう。主体的な組織の仕方（これは運営論というレベルで議論されてきた）、部落、様々な生産組織、生活の諸集団、公民館領域における様々な社会的諸集団との行政との係わり方、住民相互の係わり方のそれぞの構造と論理というようなものをより積極的に明らかにしてゆか

ないと、農村の自治、とりわけ主体の現代における主体編成という意味が明確になってこないのではないか、ということである。

さらに、先程の团体自治に關して私の知る事例で補足しておきたい。例えば部落の自治といわれるものがあつて、そこでは様々な物的・財政的基盤があるわけだが、そういうものが次第に公民館という広い範域の中での社会教育機能の中に入つてみると、部落協議費にあたる部分の多くがそこに支出されてくるようになる。そこではそれまでの部落自治の持つていいた物的手段がその場に移行していくという形態で部落自治そのものが縮少し、それとは逆に行政との融合という形が明らかに物的基盤の間でもみられるのである。だから、土地・水・諸資源・諸施設の所有と管理として行政の絡み方、部落自治といわれる共同体的なものが行政的な政策の中での組織の中に入つてゆくのか、どうかの議論があるし、又、その中に入つてゆく物的基盤の再編成の仕方というものが明らかにあるのだろうと思われる。

もう一つ、余談であるが、先程の「市民的自治」（農村の都市化との関連で）との係りでいえば先日、都市計画学会で多くのプランナーや市町村の担当者が都市計画的手法を農村に持ち込んで失敗したという議論をしていたが、これは多分現代農村というものの、をどのような形で再編成してゆくのかということについてひとつの方方が行なわれていて、そして農村の再編といいう場合に、都市化されてゆく行政の対応と農業再編とをどの様に区分しながら、あるいは全体のより分けをいかに行ないながら地域再編をしてゆくのか、とい

う問題がかなり大きな問題、行政課題ともなっているし、住民の側でも生産と生活とを連接してゆくことを主要な場としなければ、運動として繋つてゆかなければいけないかという問題があるのではないかと思う。それは、まさに「自治体のなかでの農村」という枠で農村社会をみていく視角を今や不可欠にしていくことと見えよう。

▲白井コメント▼

一昨年の大会報告では報告が歴史的な展開について行なわれたが、戦前の場合と戦後の場合とで農村自治として取上げられた対象を見るとかなり対照的であった。戦前のものについては村は等がとりあげられたが、そこでは行政区市町村の中に入つてその中で相対的に独自な主体性が発揮された。その部分を自治のひとつの対象として取り上げていたのに對し、戦後の部分については村落レベルの生産と生活をどのように再編してゆくかという主体的な動きに焦点が当てられていた。

私は、どうじう事象を自治と呼んでいいのかという点を明らかにしないと、どうも考え方がないと思う。そこで、高山会員から共同体的自治の問題と農村自治への移行の捉え方が明らかでない、という整理があつたが、考えるに村の方をして村が自分達の生産と生活の問題を自分達でなんとかやっていけるところに自治を見つけようとする場合に、そこで抜け落ちているのは、先程似田貝会員の指摘にもあつたが、行政との絡みがどうなつてゐるのか、それと戦前の市町村の中で相対的の独自性を持つてゐるような主体的な動きとの

絡み方の違いが明確になつていないのでないか。その辺に主体の問題が絡んでくるように思われる。現在の場合と戦前の場合との違いを考えないとよいのか。それを考えておかないと、余田会員が『通信』の中で書かれているような、村が自分達の問題を自分達で解決していくことに自治を見出すという指摘が形式的なものになってしまふのではないかと思う。そこでどうしても、共同体の問題とともに農民の問題、農民規定の問題に戻つてしまつて、そこから進めないのでいるというのが私の現状であるようだ。

もうひとつは、運動として自治を捉えるという場合、それと初めての大会での岩本会員による農民運動の報告の中に出された抵抗としての自治とがどの様に関連するのかという問題ももつと詰める必要があるかと思う。

▲討論▼

関・高山報告の要点は何か。

高山：第一には、村落（共同体）と農村との相違を明確にする必要があるということ、第二は、村落（共同体）自治と農村自治との様に関連させて捉えるのかを明確にする必要があるということを、これまでの議論の中で感じたということである。私自身の問題意識は似田貝氏同様現在にあるが、これまでの討論を整理するという役割上その様に考えたのであり、このことから更に敷衍すれば、日本における自治とは何か、ということにならうかと思

似田貝・高橋正郎氏にうかがいたい。上から地域を再編成する場合、

つまり自治体農政という議論をする時に、自治体職員（行政官僚）の末端と普及員等様々な団体官僚の末端や農民を結合させて、彼らの自発性なり独立性により政策の選択等をやらせるという形でつまり、行政官僚と団体官僚が農民との形で、行政官僚制と団体官僚制との統合化という形で農政の新しい連携化が議論される場合は、運動論からいえば、これが地方自治体の中でも行なわれている農政を考えれば、國の農政を突破してやけるのかどうか。逆に云えば、国の方は基本的な國の農政をこの中でやらせるのかという力関係が少なくとも働くのだろうと思う。その場合、自治との関係でいくと、島崎氏が前に「都市自治とは団体自治である」と提起されているが、都市化されてゆく農村の場合の自治は、農業の生産力主体としての団体をつくり、その中での団体自治並びに農業政策形成主体という形で形成され、他方では生活する住民の方では様々な要求集団や協議会をつくって団体自治を行い、そこで地域政策形成主体としての下からの力をつけてゆくことになる。すると、自治体としての農村の根柢は団体自治という形になつて進むのか、また団体自治という形の中に行政官僚の機構が何らかの意味で絡んでくるのであり、その場合、団体自治と行政官僚制の中における行政機構がどう絡むのかということが問題ではないだろうか。

高橋正郎・今の質問への回答は今少し後回しにして、その前段になることを質問したい。ひとつポイントは、与えられた自治な

のか自ら勝ち取つてゆく自治なのかという点にあつたかと思う。

そこで、自治への要求・欲求というものが農民の間でどの様な形で存在しているのか、についての論点整理があるとともに少し議論が進むのではないか。農業経営研究の立場からみて、農業の側面からはどうしても地域農業の生産システムを再編せざるを得ない。しかし、その再編成は上からの力だけではできないという意味から、生産レベルでみるとどうも自治への欲求、地域再編への欲求は出てきていると思われる。ところが、生活主体からの地域再編あるいは自治への欲求というものは現実にどうなのか。たとえば、都市における住民運動のようなものを想定するのか、あるいは様々な行政需要として現われてくるものがそれに該当するのか。その辺りの整理が欲しい。

似田貝・確かに生活主体としての欲求は行政需要・行政への欲求という形になつていて、ただ先程の問題でいえば、私が見てきた限り、共同体的な部落での生活の自前性というものは商品経済の中に巻き込まれる結果、部落を越えたところで需要が満足されねばならない。ところが、それに対応する組織—農協や農業に係わる様々な生産組織—がそれを取り上げている場合とそうでない場合があり、そうした組織を持たないところでは行政需要として現われてきている。農民の主体的な対応の中に、従来の様々な農民組織が農民層分解の渦中にあるとの農民層までカヴァーしながら地域の農業と生活に関する要求を団体の中に汲み上げているか、その汲み上げ方によつて自治という問題の中ではその行政需要は少

し違つた出方をしてゐるのではないか。もうひとつ行政需要として、たとえば公民館の中での様々な社会教育の行事の中にかつての部落の行事のいくつかが連合されてゆく場合、これは高橋氏の前の言葉でいえば半定期的組織といふか住民も参加するし行政も参加するという形をとるようになる。この半定期的組織といふものをどう理解するかといふことが、自治といふ問題と行政の支配ないしそれをはね返すといふ問題でどう位置づけていつたらよいのか、私にもよく解らない。

高橋正郎・たとえば田舎で葬式があつた場合、集落がそれをとりしきるのが、徐々にたとえば酪農組合の人々とか町内会の場合は会社の人達とかかなりの部分をとりしきるといふように、やはり生産に繋がつた生活のところで自治なりなんなりが出てくるのではないか。かつての農村といふのは皆が同じ生産の場に従事していたわけだから、生活の場がそこに共通にできていた。ところが今日の農村では、生産の場が非常に多様化・多様化しており、そこでの生活とゞそこに一緒に住んでいるといふ意味での生活との繋がりをどのように理解してゆくべきかが問題である。私は、生産が分化してゆくといふところからすれば、やはり生産との繋がりの生活といふところにひとつの組織ができる重要なポイントがあるのではないかと思う。

高山・その場合、生産が多様化し、農民層が分解しかつ非農家の混住化がみられる時に農業を中心として生産と生活を再編成してゆくとしても、覆い尽せる範囲は大変限定されたものになってしま

う。しかし、最近云われているように、地場産業あるいは一・五産業といふ形でその地域における資源を基礎として生産を展開させながら、生活をその中に組み込み、かつクローズドの単位を志向してゆくといふ形の組織化を考えているのか。

高橋正郎・今の農村の状態でゆくと、作物が分化してしまって、分化したグループだけが農協を軸とした部会をつくりこれがひとつのみニティをなしている。ところが、それだけでは農業生産は駄目になつてしまつから、ひとつの地縁的な縁りで資源を有効に利用するようなシステムを作ろうとして、実際には兼業農家でも集落の農業に一定の係わりを持つようになる。そのことが、実際にそこでは労働していないにもかかわらず、その集落農業に係わる生活を共有することができるようにするのではないか。長野県の例であるが、普及員が農家の話から強調していくことは、兼業に殆んど出てしまつて村の中には数人の男と婦人のみしか残っていないという時、もしも火事が出た場合一番先に駆け付けるのはやはりその村にいて生産をやつしている人達だから、その人達と共生しているのだ、ということであった。これは非常に大切なことだと思う。こうした部落を単位とした生産の共同組織がやはり生活に繋がる何かを作り上げる基礎になつてゆくのではないだろうか。

似田貝・その場合、色々な組合とか団体の運営や発言に際して、とりわけ兼業農家の主体性はどのように確保されるのか。

高橋正郎・生産局面でいえば、たとえば土地に係わる問題について

は土地所有者それぞれの問題であるから全員参加という形になるだろう。その利用をどうするかという点になると、そこで農業生産を中心にしている人達が主要な意思決定者となり、それをチエックする発言が兼業農家の側からなされると思う。

似田貝・逆に云うと、専業農家が兼業農家を同一の組織の中に捉えておかねばならないという理由はないのか。つまり、土地所有・土地管理・土地保全等様々な意味でのコンセンサスを得なければならぬし、またそれらをめぐって兼業農家を同一の組織の中に包括しておかざるを得ない、一端分離して関心を持たなくなつた農民を同一の組織の中に再編しなければならない主体の問題だ。

だから、その主体というのは单一のものではなく、様々な要求と関係を持つた主体が組織の中にいると思うが、それはかつての様にある程度同質的な組織ではないし、明らかに要求や利害は異なるのだが、土地や水をめぐっては何らかの意味で繋がらざるを得ない主体は繋ぎ止めておかねばならない。そういう主体のはたらく組織の形成論理といふか、それは主体論・組織論からいえばやはり生産する側にあるのではないか。

高橋正郎・そうだと思う。ただ、生産する主体にはあるが、土地所有者の承認を得なければ何も動けない。たとえば、いわゆる借地農として展開する場合は別であるが、その場合でも、ここに三反歩、あそこに三反歩といふように点々と農地があつたのでは自ずから生産力発揮の制限が出てくる。そうなると、ひとつの地縁的縁りが必要となり、ましてや、これから増え進む水田利用再編の

問題から考えれば、どうしてもそれが必要となり、いわゆる生産者組合と土地を含めた全体の組合とがそれぞれ機能を分担しなければならないことになるだろう。

関・今の問題と先程の高山報告にあった村落と農村との問題を兼ね合わせて議論する必要があると思う。つまり、生活の共同体という側面は部落という範囲で今日でも強力に残っていると思うが、生産の面になるとまではやその範囲では留まり得ず、もっと広い範囲での対応が問題になつてるので、両者は使い分けしてゆく必要がある。

柿崎・その場合、従来の部落が全くなくなつてしまい、農協なりもつと大きな組織に解消してゆくのか、それとも、その場合であつてもその展開の基盤として部落は何らかの機能を持ちながら展開してゆくようなることがあるのではないか。

似田貝・団体自治といふ点で議論すると、団体の諸連合といふのが当然自治に絡んでくる。甲府の過疎地の例でいうと、各部落が町内会連合といふ形で行政の末端となつてしまが、そこでの仕事と部落での仕事とはある程度分散している。もう少し都市的なところになるとまつと複雑になる。いわゆる集団の連合体であるとか真に機能的な集団が色々な意思決定を行つてゐる。

主体性の限定といふことがレベルによっていくつか出てくると思うが、单一の自治体や部落の内部機構を明らかにせよ、ということはこの研究会でも何度も出されてきたことであり、そこを明らかにしないと主体性といつても、どういう形でそれ

が実現され浸透されてゆくのかが明らかにならない。またかつての部落の中で生産と生活が一致していた段階のいわゆる共同体的自治から、地方自治体としての村落といふ今日の段階での様々な団体の連合体と行政との係わりがどういうメカニズムで形成されできているのか。その場合でも、部落が全部機能を失ったということは意味しないし、名前は何々協議会といふようなものはあるかも知れない。しかし、自治がかつてのよう実態としてひとつ範域の中に収つてしまつたといふことはなくなつてきていることはあると思う。それが高山流に云えば、戦後の自作農体制が高度成長の中で解体してゆき、そこで何ができるのかといふひとつの方針、だから地方自治体の中での農村といふ見方をしてゆかねばならないという議論になつてきているものと思う。

長谷川：部落の自治といふのは我々が農村をみてゆく場合に非常に重要な問題であると思うが、自治の中味が少しづつ変りつつあるといふ実感を強く持つてゐる。というのは、石川県の農村の場合でいうと、農業そのものは部落が多様化・異質化する中でなかなかコンセンサスを得られない状況になる。その時部落がなすべきことは何かといふと、農業以外の側面になつてくる。たとえば、本来行政レベルでやるべき道路やガスの集中配管・水道の敷設などを村でやつてしまつといふ例がある。そういう村では、何かをやらねばならないといふ意味での自治の対象がかつての農業の保全・管理といふ場面から一步退却して生活面に移行しつつある。それに対して農業は、たとえば農協や役場や普及所が協議会をつ

くつて対処している。官僚機構といふようなものが農業の運営の面で次第に力を持たざるを得なくなつてくる。そういう図式が描けるのではないか。

関・地域によつて違うとは思うが、確かに部落は生産の単位としては大きな意味を持たないといふことはあると思うが、同時に農協にしろ土地改良区にしろ全て部落を最下部の組織単位としている。従つて、そこでは部落を無視することはできないのであり、単に生活の単位としての部落としてではなく、そうしたものの中の下部機関としての側面は無視できない。

柿崎：そのことによつて辛うじて部落を維持しているといふこともある。しかし、農業生産環境（フィジカルな面もあれば社会的なものもある）を維持するために統合している地域といふものがないと、村ではなくなる。だから、非農家や兼業農家などの都市化的因素が入つてきて、それが支配的になるとや村ではないのであり、様々新らしい要因を改善なり再編してゆく機能を果せなくなつた状況は村ではない。倉敷の工業立地が激しい農村では、非農家も生活用水として使う農業用水が汚染され、これをきれいにすることが農業用水としてだけでなく生活用水としても役立つことになるといふことを説得し、その後作業には非農家も全戸出役するといふ方式をとつてゐる。生活用水が優先されまた排水路として重視されるようになれば、それはもう農村ではない。そうした環境が維持されていく纏まりない地域があるのではなかろうか。

長谷川・農業生産が變るに従つて村といふものが變化していくと云つたが、稻作が消滅することがない限り、柿崎氏が云うように村は残つてゆくし、残らざるを得ないのではないか。

黒崎：同じ農家といつても所得源が様々であつて、非常に多様化・多元化してゐる。私の住んでゐる所で非常に面白いことがあつた。

つまり、同和教育をいくらやろうとしても皆が嫌つて人が集まらない。そこでどうするかといふと、いくつかのモデル地区を指定しつづかの隣組で実施することになつたが、元から住んでゐる人達は襷を払えばそこでスライドを映せる位の面積を確保できるが、新入りはそういう家は建てないので六疊一間でやれるかどうかといふことになる。その時「やれ」という論理は、「おまえ達、世話をなるのだからやれ」ということだ。そういう処で出てくる問題が非常に多くなつてゐる。ところが、元からいる農家がやつてゐることは、家でやるべき色々なことを町の料理屋でやるようになつてきてゐる。こうした変化が一体どういうことなのかをよく考えてみる必要がある。更に、区ではどの様な種類の金を集めのかといふことも調べねばならない。まず公民館運営費、耕地（区）の費用、水利費、神社費などがあるが、その割り振りは去年まで水利費のみ反別割と均等割であったが今年から反別割はなくなり全部均等割になつた。非農家も村に住む限り全部払う。これは周りの農家との位違ひのだろうかといふことも考えねばならない。次に、農業はどの様にやつてゐるのかといふと、確かに集落に係わりがないことはないが、組織としてはむしろ集落を越

えた範囲の人達が集まつてやつてゐる。集落だけで組織を作らうとしても作りようがないといふ現実がますますある。その様なことを見ていると、最後の換所として集落といふか村とかいうことを考えるのであるが、どういう形で集落・村といふ形で纏まるのだろうか。時間をかけてみる必要がある。

我々非農家の生活は村から相当部分保障されてきた面がある。その歴史といふか規範の強さを感じざるを得ない。そこで「仕方がない、つき合いましょう」ということに、私等はなる。ただ、もしトラブルが起るとすると、元からいる村の人達は言葉が足りないので、そのことがニーズのコンセンサスを得にくくしているのではないか。混住化社会の例だが、そういうことを感じている。私は高橋正郎氏が云うニーズの多様化をどうして引き出すかということをどこかでうまくやれば、村は生きかえるかも知れないと思う。そうすれば、在来住民と新米住民とはひとつの連帯を作りあげることも可能になるかも知れない。しかし、そこにできた村は元からの村ではない新しい村である。

高橋明善：今のことに関連して、私も村はもう少し重いのではないとかと考えてゐる。最近方々で意識調査をやつたが、その際「誰と一番つき合ひをするか」という質問をすると、必ず「村の中の人達とか親戚」という回答が返つてくる。堀越氏のように、最近はとりわけ部落より親族を重視するようになつたといわれてゐるが、仕事の仲間（農業の仲間）といふのは出でこない。仕事の上での仲間はやはり経済計算になる。つまり、そうした精神的なものが

生まれてくる人間関係的な歴史や伝統一返し、返されるという積み重ねられた関係をもう少し考えて村を見なければいけないのではないか。

全体的な問題に関連して似田貝氏に尋ねたい。「農村自治は村研の最終課題である」と云われたが、これには理論的な背景があるようと思われる。先程の市民自治論と関連して、農村が都市に収斂してゆくような考え方があるのでないか。日本社会の中で、あるいは都市と比較して農村や村落の位置づけや特殊性をもう少し考えてみる必要があるのでないか。

似田貝・私は農村が都市に収斂してゆくとは云っていない。

高橋明善・それならよいのだが……。島崎氏は、共同体の解体といふ点から、そう云われるのであらうが、それでは済ませない問題が村研には残っているのではないか。

それから自治論であるが、先程高山氏から整理のあつたいくつかの自治論は全て同じことなのではないか。つまり、自分のことは自分でやってゆくというのは、そのようにしてゆくという過程の問題であり、民主主義論もそれを現実化してゆく過程の問題であり、運動の問題も実現してゆく過程の問題ということで、そこには過程の問題として共通のものがある。

ところで、村研は地域主義の問題を考えないが、日本社会の在り方を下から組み替えてゆくことを地域主義は考へてゐるのだから、これも自治論を考へる場合、関連して考へてゆく必要があるだろう。

次にやはり似田貝氏が出された問題であるが、行政の問題をもう少し違った方法で考へることはできないか。行政を官僚的な支配という見方だけでなく、もう少し多面的に見る見方が必要なのではないだろうか。

最後に、今年農地法が改正されて体制としての自作農体制・自作農主義が崩壊したわけであるが、戦後の自作農体制下の農村を戦前の地主制下の村落との比較の上で特徴づけ、そこでの村落・家族・共同体・行政等との係わりを特徴づけてみる必要がある。今後ひとつの転換点として變つてゆくのだから、転換の原点として纏めて考へてみる必要がある。

高山・私は、運動としての自治は日本の近代の中で今初めて出てきたのではないか、と考えている。特に農村に即して云えば、農民層分解がかなり進行し混住社会化してゐる中で、色々なニーズが行政需要となつて出ていても、集中化した中央権力ではどうしても処理しきれないという事態がはつきり出てきた。その緩和策ないし融和策として地方自治体の方に分権化してゆくという認識が蓮見論文の中にはある。しかしながら、行政需要の噴出を踏まえて、自治体が財源一自主財源を大きくしてゆかないとやってゆけないし、そこにおける生産・生活も新たな形では再編できないのではないかということが、住民の方からも自治体の方からも初めて出てきた。即ち、自分のことは自分でやるという非常に含意のある川本氏の表現であるが、自分のことは自分でやるということが、自治体の中における補助金をどう整理するか、委託事務を

どうしてゆくのか、財政の自主権をどうしてゆくのかといった形

で多様な住民要求がある程度受けながら出てきている。確かに農村改良運動が大正中期からあり、又、阿利氏によれば大正デモクラシーの中でも現在の都市コミュニティ論が存在したというが、運動として財源の問題まで触れてゆく、あるいは地方財政を住民にとって見通しのきくものにしてゆかねばならないという形での運動が出てきてくるのは、私には今が初めてのことではないかと思われる。又、地域主義にしても、あるいは市町村の範域で自己の生産と生活を自治体が中心となって様々な計画を立てているとこうことも同様に考えられる。

れてきているのではないか。

高橋正郎・私は逆に考えてしまう。というのは、自治はかつては村落の中にあったものと思う。自治とは何かといふと、それは構成員内部の社会的コンフリクトを自分達の力で解決することだと思う。他者との抵抗において自治があるのでなく、そのプロセスにおける結果である。農村で生活環境の一番シビアなものは構成員どうしの社会的コンフリクトだ。道路が良くなるということより、隣の人と話ができなくなることの方がとても耐えられない生活環境の悪化だ。かつては村の中でそれを解決する機構があった。それが段々に薄れてきた。同様に基盤整備をやることでも、兼業農家は借金してまでやりたくないといふのに対し、専業農家はどうしてもやりたいといった両者間の社会的コンフリクトを集落の中で解決できるかどうか、という機能が弱まってきた。集落を軽視するのではないが、そうした意味で自治は段々薄

似田貝・先程の高橋明善氏の自治が村研最後のテーマといふのは何とかという質問に対しては次の様に考えたい。都市でも都市自治がテーマになりながらもうまく議論されたことがなかつたのである。近代以降の都市と農村といふ問題を考える場合、明確に自治というのが最終的に出てくる問題ではないか、という意味で云つたのである。農村が都市化されてゆくといふ議論があつたが、むしろ市民的自治といふ使い方をしてそのことを曖昧にしていることが問題ではないかと思う。つまり、地域生活の再編といふことで生活の要求一たとえばルーラル・ミニマムといふ形での問題一が出てくるのは、ある意味では都市行政と対応がよく似ている。その意味では、そうしたことに対する主体形成といふのは市民的自治に文脈としては繋がつてゆくわけだが、それだけが農村ではないのだから、自治体の中での農村の置かれた状況の中で、農業あるいは地域を再編してゆく場合に、都市的なものに収斂されてゆく議論としてのいくつかのカテゴリーは慎重に使うべきであると思う。

次に、行政即支配という見方にについてであるが、それは地方自治体としての行政末端の独自性・自立性・団体行政としての自立性といふものによる新しい政策の展開なり主体的な対応が、国の農政や政策再編の枠を越えてゆけるのかどうかといふ問題として逆に提起したつもりであった。但し、再編されつつあるといふことも事実であるし、その再編のされ方が従来の形式合理性といふ

形での行政展開とは少し違うのではないか。その違う部分ー公共政策として展開される危機管理の内容ーが住民の側の主体性・組織の力量の問題と随分係わってくるだろうと思う。

念の為に集権化と分権化について附言しておく。私は、集権化が一方にあって分権化が一方にあるとは考えない。分権化の前提として集権化があると考える。つまり集権化されればされる程抽象化・画一化されているわけで、個別的・専門的に地域状況に応じて対応しようというのが分権化として出てきているのだと思う。たとえば、行財政にしても実に色々な住民のニーズに応えるために、スタンダードを決めて（その限りは集権化である）、その先は専門的な所でやりなさいという形になつてきていて、つまり一方で集権化が進んでゆきながら同時に分権化が発生せざるを得ないメカニズムがある。だから、そういう中で行政と集団の絡み合いを見てゆかねばならないのであり、単純二分法で考えてはいけではない。

高山・それにについては似田貝氏と同意見だ。武藏野市のマンション水道差止め問題は、地域の環境を守つてゆくという自治体の権限と、国の法律ー水道法ーとの抵触に対して、それをどう調整してゆくかという点に大きな問題があるので、自治体経営を地域住民優先という形で考えてゆこうとすると、国の法律と抵触するなど、現実に中央集権化が進む中で今迄出てこなかつた形での中央と地方との矛盾が出てきて、それが分権化を促進してゆく。中央では処理しきれないことを地方から出してゆくことが、初

めて自治であるという意味合いで私は先程使つたのだ。

似田貝・法律では近代法と現代法という分け方がある。たとえば、中央で都市の基盤整備を法律で画一的に規定できない場合、現代法は条例や法律によらないで要綱行政によって行ってゆく。画一化できないから「その地域の特性によってやりなさい」というようなことが、都市でも農村でも明らかに行なわれている。それは画一化できない所で発生する分権化の内容であるし、それが中央の考え方と対立する場合はじゅうあるが、段階的には法律家の云う近代法的な展開と逐一条例等によらない個性的な地域の特性に合わせてやってゆくという現代法的な展開とがある。

高山・それは更に云えども、自主的な立法権の問題、従つて財政的には自主的財源という形の徵税権の問題、支出も一定の枠において財政法の枠を越えて支出できるという形の問題が出てきており、そういうものを現代においては地域主義という形で突破口にしてゆこうという面があるのでないか。

高山・その突破口というのは行政の側でということか。

高山・住民の側でだ。

似田貝・つまり、行政の側は行政にそれを守らせる住民の力が働いて初めて動くことになる。そういう力関係がないと行政は動かない。

高橋正郎・先程の高山氏の70年代後半から初めて自治が運動として出てきたというのは自治が必要になつてきたという意味では私も全く同感である。ただ、生活破壊の鬨いがなぜ広範な農民を捉え

ないのかということと同じことが、自治の必要性がこれだけ高まりながらも広範なものとして起つてこないという問題についても云えるだろう。

岩崎・今日の議論について私なりの整理をしてみたい。今回の『通信』では関西の様子が判ると思うが、そこでは「村落自治から農村自治へ」ということに少し反発がある。その辺をどう整理するかが重要である。そうした捉え方における若干のズレがあるといふ場合、先程の幕藩体制下の問題は最終的には事実の問題でついつめられると思うが、今のズレはそれとは少し違う。実態として、共同体としての村落から自治体としての農村へといふことはあると思うし、その変り目が今日議論されてきた70年代等々であるだろうし、村研では我々が生活破壊として問題としてきたところがその変り目だと思う。しかし、それは実態としての変化であると同時に方法論・視角の差の問題でもある。農村自治という場合には、農村なり自治といふものの基底に日本の資本主義的な構造規定的な視点から捉えた時に農村が出てき、自治も運動とか抵抗といふニーナンスで語られる。一方関西的などころは、生活の中で村とか自治を捉えようとする。文化の共同性といふ意味での村であるし、自治の概念もかなり「自分のことは自分でやる」式のものが出てくる。だから、村落自治と農村自治とを構造的にも方法論的にもどう対立して捉えるか、といふことが問題になつてくる。それをお々は歴史的な展開の分岐点の所で生活破壊といふ議論をしてきて、かなり混乱したと思うが、あれはいわば資本主義的な

規定性のところで問題になつてくる農業危機といふ問題を生活の方から生活破壊として捉え直し、両方の結節を図つたところにかなりの混乱があった。それはひとつの変り目ではあつたが、村落自治から農村自治へといふ時に、安原氏の提起にあるようにその間に農民自治といふものを入れて整理する仕方があるのでないか。

とにかく関西とのズレを埋めねばならない。その意味では村落自治といふことを構造的に掘り起こす必要がある。その時に、生産と生活の分離といふことがひとつボイントとなるであろうが、その場合生産についてもその共同性がどう新しく形成されるかが問題になるだろうし、生活の共同性についても行政需要として出されるといふ議論があつたが、やはりその両方が再統一されないといけない。その再統一の問題が農村自治のめざすことだと思うし、その担い手は当然農民ではあるが、農村居住者という新しい担い手がそれはどう結合されるのかも問題であると思う。その時に、かつての村の自治といふか村的なものが生活の中で文化的に生活のソフトウェアとして強く残つており、それをどう活用していくかといふことがひとつボイントになるからその意味で村の自治といふものをよく見極めておく必要があると思う。

高山・山本氏は昨年一昨年の報告で土地改良区が権力との対抗の中での自主的な活動をしてゆくという報告をされたが、それと今日議論された集落・村落との関係をどう考えるか。

山本・高橋正郎氏が共同体としての自治といふことを、また岩崎氏

が関西での議論（村の自治）を出されたが、問題は村の自治の内容をどのように捉えるかにあると思う。私は、他の権力によつて侵害されないという保障のない限り自治とは云えないと考える。その意味では、単に隣近所のつきあいのみでなく、やはり自分達の生活基盤に関して他の権力によつて動かせるならばそれは自治として捉えることはできない。そうした意味での自治は日本の村落にはなかつたと考える。とすれば自治といふのは形成の問題であり、運動の問題である。従つて、これから自治を創つてゆく段階を今初めて迎えてゐるものと思う。その際、私も市民的自治を作り上げてゆく方向が必要だと思う。その市民的自治といふのは単に都市的といふのではなく、歴史を総括する市民社会といふ意味での市民・市民的自治として、運動としてこれから新しく作りあげてゆかねばならないものである。

それに関連して似田貝氏の出された団体官僚化の問題（氏の場合の団体といふのは部落なのか、農民のつくる諸組織といふのかは解らない）であるが、私の調査した土地改良区は農民の自主的な組織として作られたものだが、ある意味では官僚化して農民との距離が生じてゐる。土地改良区はそれを埋めようとしてはいるが、うまくいかないようだ。その理由については未だ調査不足でよく判らないが、非常に難しい問題を含んでゐるようだ。似田貝氏は行政との接合といふことを云つたが、状況により接合といふ事態も出てくるが、一方ではどうしても対抗的関係が出てくる方が多い様だ。

安原・高橋正郎氏が初めに話された地域農政についてであるが、資源や生産手段を含めて、現在行なわれている組織化は部落や自治体にどういう意味をもつてゐるのか。部落はあまり考へないので、たとえば酪農農家ならそれだけを直接結びつけようというのか。部落がそうした政策の中でどうした形で考へられているのか。また、その組織化は自治体の内部の範域でのみ考へられているのか、それとも自治体を越えた広い範域で考へられているのか。

高橋正郎・戦後の農業の組織の歴史をみると40年代初頭の集団栽培は完全に集落を基礎として行なわれたのであり、專業であれ兼業であれ反収を上げるという共通の目的があつた。その後高度成長が進み選択的拡大の時期になると、プラスα部門だけが伸び、農協を中心とする部会といふ形でその組織化が伸展した。ところが、畜産公害や地力問題が出てくると再度一定の土地の繩りの中で地域内資源循環を考えざるを得なくなり（70年代後半）、そこに第二次減反が重なり、どうしても共通のブレッシャーに対してもどう対応してゆくかという問題になつて再度部落が注目された。私の見る限り、地域単位で動き出している所は何らかの形で部落との係わりを持つてゐる。行政も部落を主にした地域農業の再編を前面に打ち出してきてゐる。自治体を越えるといふことは流通の側面ではあるが、他ではありません。

安原・私は前から農村自治か農民自治かとこだわつてきました。農村自治を考える場合、農村自治体の中での自治なり農政ならば問題はある程度すっきりするが、都市化の激しい地域では、たとえば農

業の土地利用などでは隣の市の農民と結びつくることを考えた方が合理的な場合がありうるだろうし、こうした都市的自治体の中で農業の生産力基盤を考えねばならない時は農民的利害が前面に出てくるのであり、その意味では農民自治といふことが考えられる。従つて農民自治と農村自治とは一体的にできない問題ではないかと考えるのであるが、自治体の範囲を越える農業の組織化はまず考えられないといふことだから、構造的な枠の問題は從来とあまり変わっていない傾向があるようだ。とすると、最初の高山報告にあつた村落か農村かという問題も一応はつきりするのではないか。

しかし、それでも問題がないわけではない。村落自治に関して、たとえば入会山とか水の問題にしても物質的な基盤を村落はもつているわけで、共同体とは完全に云い切れないが共同体的な基礎の上にある自治的な運営が、自治であるといふ議論はできない。たとえば、プライベートな果樹組合の中を自主的に運営してゆくということは、我々の議論の文脈からすれば、自治として取り上げるわけにはいかない。そこにはやはり権力の問題があり、農業の基礎的な生産手段を共通しているといふ関係があつて、そういう意味で村落の自治といふことが考えられていたといふものではなかつた。それに対して行政村そのものは、村落間の利害調整に係わるものとして、それなりに自治をもつていいたのではないだろうか。その辺の論点がどうもはつきりしない。社会学では前々から、福武先生が行政村は部落のより集まり（部落連合）で、部落は家のより集まり（家連合）だという理解をされていたが、果し

てそなのかどうかといふ議論がされてもよいのではないか。たとえば、ひとつ的小学校がつくられると、そこにそれなりのソーシャルなものができ、戦後の町村合併の場合も旧村は地区としてやはりソーシャルなものが形成されてくる。それをどう理解するかということと、それと部落との関係とが議論されないで、大会でも行政村レベルのリーダーがとりあげられたりしたが、そういうものを遂行する場合に村落があまり問題とされなかつた。だから、戦前についても農村自治のはつきりしたイメージが得られていない。

財政の問題については、高山氏の云うように基礎自治体が租税徴収権を持つとしても、自治体自体の経済状態が極めて貧しいから、地方交付税がないとやってゆけない場合が多く、その場合財政システムの問題のみならず、豊かな地域と貧しい地域との間の調整も考えねばならない。その際、農民的利害がどのようにオフィシャルに出てくるかといふ問題を出してゆくところに運動としての自治といふものがあるのかもしれない。

宮崎・今日の議論で大変印象に残つた第一点は、戦前の地主制下の農村に対する戦後これまでの自作農体制下の農村であり、その两者の比較が必要であり、さらに今後今迄の自作農体制下の農村がどう変つてゆくかが大きな課題であるとされた高橋明善氏の指摘である。私もそれが大問題であると思うが、その場合、現在国が進めている農地流動化による經營の大規模化政策、特にそれを賃貸借でやろうといふものに対し、その社会学的な意味での限

界を検討して欲しいと思う。政策立案者又は法律学者の側では、この様な政策についての社会学的限界を考えるという発想が少ないので、農村社会学者に教えてもらいたいところだ。

第二点は、高山氏と高橋正郎氏との間で一見賤い違ったかの様に見えた意見に關してである。即ち、高山氏は日本の近代化の中で70年代後半に初めて自治の問題が出てきたと指摘されたのに對し、高橋正郎氏は逆に元来自治があつたのが漸次減少してきたと云われた。これは非常に重要な指摘であると思うが、両者はそれぞれ両立させて理解することができるのではないか。その試案として、いわば前市民法的な意味でのコンフリクト解決機能を有した村が、一応近代市民法の洗礼を受けてまたあらためて自治の必要性の自覚がなされたものと考えられよう。しかし、その必要性の意味なし自覚について地域側と国側とでかなりの開きがあるようだ。さらに地域側でも、たとえば市町村の担当者のサイドあるいは専業農家、兼業農家ではそれぞれ違ひがある。邪推かも知れないが、特に国側の理解は、地域に自分達のことは自分達でやるという権限を認めようという面が半分あるが、同時に他の側面では責任回避の隠れ蓑に使うというような意味があるのではないか。しかも国側では非常に沢山の役人を抱えかつ親切であるから一面では非常にうるさい干渉をする。特にその際の問題は農林行政サイドより大蔵行政サイドではないか。つまり、國の金を出すのであるから当然口も出さねばならない。それが自分達の使命であるといふ意識があつて、金にまつわる干渉が非常にうるさ

いのである。農林サイドも、予算を貰わない仕事ができないから、どうしてもそれに振回されることになる。このように、裏の方では非常にうるさい画一的なことを云いながらもそれがうまくいかない時は、責任は地方自治なのだから地方の方にとつてもらいたいという形でいくための隠れ蓑的な要素もあるのでその辺が一筋縄でいかない難しい問題だ。

編集委員会からのお願い

1. 年報第一七集の原稿募集について

本会の年報『村落社会研究』は、大会共通課題報告にもとづく論文を編集委員会から依頼して執筆していただきほか、会員の投稿による自由論題の論文によって構成されています。次号の年報に投稿を希望される方は、次の要領で大会当日までに編集委員会事務局(〒184 小金井市貫井北町四一一一 東京学芸大学社会学研究室 蓮見音彦氣付)に御申込下さい。充実した年報の発行のためにふるつて御応募下さるようお願いします。

- (1) 論文は四〇〇字詰原稿用紙八枚を原則とし、原稿提出の〆切は昭和五六年四月末日とします。
- (2) 申込にあたっては論文題目(仮題でも可)に、四〇〇字前後の要旨をそえて下さい。
- (3) お申込みいただいた方には、編集委員会で検討の上、あらためて執筆をお願いします。その際に執筆要領をお送りします。

(4) 御提出いただいた論文については、編集委員会で検討し、掲載するか否かを決定します。場合によっては補筆などを願うことがあります。

(5) 大会で自由発表をされる方で、執筆を希望される方は、大会報告と内容が大きくことならない場合は、執筆の希望だけをお伝え下されば、あらためて題目・要旨をお知らせ下さらなくて結構です。

2. 年報第一六集の刊行について

『村落社会研究』第一六集が刊行されました。大会当日会場で頒布しますが、郵送を希望される方は、御茶の水書房(〒102 東京都千代田区九段北一八一) 第二フクハラビル内に、村研会員と明記して御註文下さい。今年は、三三〇頁をこえる大冊となり、定価も四五〇〇円となりましたが、会員には二割引となります。今年の大会にも連続する「農村自治」の二年目の年報であり、ぜひ手もとにおいていただきたいと思います。印刷費の高騰など出版事情が悪くなつてきていた中で、今後も年報を順調に刊行してゆくためには、会員ならびにその周辺の方々が確実に購入して下さり、また会員所属の機関にも揃えていただきることが大きな支えになりますので、ぜひ購入して下さいますよう、よろしくお願ひいたします。本号の内容はつきの通りです。

村落社会研究 第一六集

△共通課題▽「農村自治——その制度と主体」

1. 島崎稔・安原茂「『農村自治』の課題と共同討議の展開」

一、場所 中央大学会館
二、出席者 岩崎信彦・柿崎京一・長谷川昭彦・高橋明善・
安原茂・(事務局 高山)

2. 余田博通「明治前期の農村自治」
3. 北平田村の場合
4. 木村武司「戦後地方自治と農村財政——歴史的総括」
5. 大沼盛男「農協・自治体による農業再編成とその役割——十勝地域・土幌町の農業近代化事業を中心として」

△自由論題▽

1. 内田 司「日露戦後経営下模範村の展開過程——新潟県中蒲原郡旧七谷村を事例として」

2. 細谷 昂・小林一穂「村の性格変化と農業生産組織——集団栽培後の山形県庄内地方」

△研究動向▽

1. 岩本由輝「史学・経済史学における村落研究の動向」
2. 斎藤典生「経済学における研究動向」
3. 酒井恵真「社会学における農村研究の動向」
4. 神谷 力「法学・法社会学における村落研究」

第四回 運営委員会報告

一、期日 八〇年七月二〇日

一、議題 八〇年度大会運営について

1.

自由報告および課題報告の応募状況について事務局より報告。

自由報告応募者の三名については報告を依頼する。課題報告については応募はなく、運営委員会より、関順也・春日文雄・佐藤正・長谷川昭彦各会員に依頼すること。

また司会について相談の結果、細谷昂・東敏雄・余田博通会員に事務局より依頼すること。

(事務局追記) 共通課題の報告予定者は全員、報告をひきうけたが、司会予定の東氏のみ、病気のため辞退された。

2. レジュメ〆切は八月二〇日とする。

3. 大会プログラム、総会次第は事務局が原案を作成し、運営委員・宿題委員に郵送し、意見を求め、問題がある場合には運営委員会を開くこと。

4. 大会参加費は千円。ただし、大学院生は半額（七八年総会決定）。

以上